

平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日 開 会

平成 2 2 年 1 2 月 1 5 日 閉 会

平 成 2 2 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

平成 22 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 45 号

平成 22 年第 4 回小豆島町定例会を次のとおり招集する。

平成 22 年 12 月 7 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 22 年 12 月 15 日 (水)
2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 22 年 12 月 15 日 (水曜日)

閉 会 平成 22 年 12 月 15 日 (水曜日)

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	12月15日		
1	森 口 久 士	○		
2	谷 康 男	○		
3	大 川 新 也	○		
4	柴 田 初 子	○		
5	藤 本 傳 夫	○		
6	森 崇	○		
7	新 名 教 男	○		
8	安 井 信 之	○		
9	植 松 勝 太 郎	○		
10	渡 辺 慧	○		
11	村 上 久 美	○		
12	鍋 谷 真 由 美	○		
13	中 江 正	○		
14	中 村 勝 利	○		
15	浜 口 勇	○		
16	秋 長 正 幸	○		

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄	○		
副 町 長	竹 内 章 介	○		
教 育 長	明 田 隆 雄	○		
総 務 課 長	中 桐 久 志	○		
企 画 財 政 課 長	松 本 篤	○		
税 務 課 長	松 尾 俊 男	○		
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章	○		
保 健 事 業 課 長	村 口 佐 吉	○		
介 護 事 業 課 長	宗 保 孝 治	○		
環 境 衛 生 課 長	平 井 俊 秀	○		
商 工 観 光 課 長	島 田 憲 明	○		
オ リ ー ブ 課 長	中 塚 昭 仁	○		
農 林 水 産 課 長	石 山 豊	○		
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○		
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志	○		
池田総合窓口センター所長	岡 秀 安	○		
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司	○		
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海	○		
水 道 課 長	曾 根 為 義	○		
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬	○		
社 会 教 育 課 長	大 下 淳	○		
介護老人保健施設事務長	(兼) 宗 保 孝 治	○		
病 院 事 務 長	荘 野 守	○		

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 空 林 志 郎

議事日程

別紙のとおり

平成22年第4回小豆島町議会定例会議事日程

平成22年12月15日(水)午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 9名
- 第4 議案第60号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第5 議案第70号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第6 議案第71号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (町長提出)
- 第7 議案第72号 小豆島産業会館の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第8 議案第73号 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第9 議案第74号 小豆島オーリーブ公園の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第10 議案第75号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第11 議案第76号 小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定について (町長提出)
- 第12 議案第77号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について (町長提出)
- 第13 議案第78号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について (町長提出)
- 第14 議案第79号 小豆島町二生辺地総合整備計画の策定について (町長提出)
- 第15 議案第80号 小豆島町三都辺地総合整備計画の変更について (町長提出)
- 第16 議案第81号 小豆島町草壁辺地総合整備計画の変更について (町長提出)

- | | | | |
|-----|------------------|-------------------------------------|-------------|
| 第17 | 議案第82号 | 小豆島町橘辺地総合整備計画の変更について | (町長提出) |
| 第18 | 議案第83号 | 小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について | (町長提出) |
| 第19 | 議案第84号 | 平成22年度小豆島町一般会計補正予算 (第5号) | (町長提出) |
| 第20 | 議案第85号 | 平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) | (町長提出) |
| 第21 | 議案第86号 | 平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算
(第2号) | (町長提出) |
| 第22 | 議案第87号 | 平成22年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算
(第1号) | (町長提出) |
| 第23 | 発議第7号 | 内海ダム特別委員会の設置について | (議会提出) |
| 第24 | 発議第8号 | 庁舎問題特別委員会の設置について | (議会提出) |
| 第25 | 発議第9号 | 議会活性化特別委員会の設置について | (議会提出) |
| 第26 | 閉会中の継続調査の申し出について | | (各常任委員長提出) |
| 第27 | 閉会中の継続調査の申し出について | | (議会運営委員長提出) |

開会 午前9時30分

○議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月8日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

町長から今期議会招集のごあいさつがあります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

いよいよ本年も余すところ半月となりました。振り返りますと、40年ぶりに小豆島に帰り町長に就任して以来8カ月、町内をくまなく見て回り、住民の皆さんを初め各種団体や企業に至るまで、あらゆる機会を通じてお考えを伺ってまいりました。改めて、この島には先人が守り育ててくれたたくさんの宝物と、少子・高齢化時代を切り開く大きな可能性があると感じるところであり、小豆島が今以上に誇れるふるさとであり続けられるよう一生懸命努力してまいりたいと意を強くするところであります。少子・高齢化と人口減少の最先端にある中で、安心して暮らせる地域医療や福祉の充実、高齢者が知恵や経験を生かし地域社会の担い手として活躍できる仕組みづくり、若者が生涯働ける元気な地場産業づくりなど町が抱える課題は多岐にわたりますが、今後スピード感と中長期的な視点を持って、一つ一つ着実に答えを見出していきたいと考えておりますので、議員並びに町民各位の格別のご支援、ご協力をお願いする次第であります。

さて、本定例会は補正予算4件を初め合計で18件の審議をお願いするところとなっております。議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決を賜りますようお願いいたします。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

○議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時32分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月以降11月末までの主要事項に関する報告、

監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、定期監査報告書及び総務建設常任委員会の視察研修報告書は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、9番植松勝太郎議員、10番渡辺慧議員を指名しますので、よろしくお願ひします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日1日としたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 一般質問

○議長（秋長正幸君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。8番安井信之議員。

○8番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長、教育長にお伺ひしたいと思ひます。

まず1つ目、学校統合問題について。

各地区での学校再編計画の説明がなされました。池田地区の関心が強い中学校統合問題では、土庄中学校への入学の可能性について住民の方から質問がありました。島は一つの考えで合併を考えていた結果、残念なことに2町合併に至った過程の中で、島は一つの考えは残っていると考えます。私自身も小豆広域議会において質問させていただきましたが、行政の問題を子供たちに押しつけるべきではないと考えます。そこで、これからの取り組みをどのように考えているのか伺ひたいと思ひます。

2つ目、鳥獣被害対策の取り組みについて。



シカ、猿に続いてイノシシと、鳥獣被害の対象が広がり続けている中、捕獲においては弾代、捕獲助成金、わなの免許取得の補助などが図られています。しかしながら、漏れ聞くところによりますと、銃、わなの免許には毎年登録料があるようです。銃は趣味に通じるところがあると思いますが、わなは行政の勧めもあり取得したという人がほとんどではないかと考えます。11月21日の鳥獣被害対策の講習で、イノシシは捕獲による対策は問題の解決には至らないということでありました。しかしながら、捕獲による対策を行っている中で、対象物を何頭か捕獲しないと登録料を賄うことができない状況はいかなるものかと考えます。そこで、継続的にわなによる捕獲対策を行うためには、免許取得後の補助も必要ではないかと考えますが、町長のお考えを伺います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員のご質問にお答えします。

1点目の学校統合問題ですが、学校といっても高等学校、中学校、小学校でそれぞれ役割が違いますので、統合の考え方も当然違ってくると思っております。まず、高等学校については、高等学校というところは目指す大学に行けるような勉学に励んだり、あるいは甲子園を目指してスポーツに取り組むとか、将来に向けての目標を実現するためのところですので、現在のような小豆島高校、土庄高校の現状を見てますと、2つの高校があることでなかなかその子供たちの希望がかなえられない現状になっていると率直に思っております。できるだけ早い時期に、高松に行かなくても希望する大学に行けるような勉強ができ、かつスポーツ活動もできる1つの高校が島の中にできることが望ましいと思っております。中学については切磋琢磨をするところだと思っております。現状の池田中学の規模についてはやや規模が小さくなり過ぎていると率直に思っております。できるだけ早い時期に2つの内海中学と池田中学の統合が必要かと思っております。小学校については、小学校というのは地域の拠点でありますし、地域との中で子供たちがふるさとを愛する気持ちをはぐくんでいくことが必要だと思っておりますので、私自身も小学校の統合は慎重に進めるべきだと思っております。

安井議員が言われた中学校の統合ですけれども、現状で言えば小豆島町の中での統合である以上、小豆島町の中学校に通うというのが大原則であることは間違いないことだと思っております。その大原則のもとで現実的な対応をどうするかということだろうと思っております。行政の、合併の話をされましたが、私も町長になりまして、医療とか福祉とか教育、地場産業、観光問題とかいろんな分野の、小豆島が抱える課題をどう解決したらいいだろうと真剣に考えてますけれども、結論はやはり島は一つという視点で対応するしかないと思

ています。どっかのタイミングで、やはり土庄町と小豆島町が一緒になるということで話し合いを始めることが必要だと思っていますし、町会議員の皆さんあるいは島民の皆さんもそういう雰囲気が出るようなご尽力をしていただけたらと思っています。まだ具体的に土庄町と小豆島町の合併の議論が再開したわけじゃありませんけれども、とにかく医療、福祉、地場産業、今までも申し上げますが、すべての課題を解決するには島は一つの視点であるしかありませんので、そういう島を一つにしようという議論の中で、先ほどの中学校の統合の問題も恐らく現実的な解決ができるような状況が出てくることを私自身は期待をしています。現状を前提とする課題については、教育長からよくご説明申し上げます。

2点目の鳥獣被害対策の取り組みですけれども、シカとかイノシシの有害鳥獣による農林業での被害というのは深刻なものになろうとしていると思っています。私もこの間行われたイノシシの専門家の講習会聞かせていただきましたし、会議が始まる前に大学の先生からいろんな現状を聞きましたけれども、イノシシの問題は本質的にはわなではなくて、農林業が復活するということが不可欠だということをお聞きしました。農林業の復活が本質的に大事ですけれども、かといって捕獲をしないわけにはいきませんので、捕獲が現実的には非常に大事な課題になるわけでございます。わなによる捕獲が有効であるという県の指導に沿いまして、平成20年度から狩猟免許の取得推進に努めていくところでございます。狩猟免許の取得に当たりましては、国の交付金を活用し、講習会費用とそれに伴う旅費として、町から1人当たり約1万2千円を補助しており、この3年間で銃の免許は7名、わなの免許は25名が新規に取得しているなど、着実な成果を上げています。町としては、当面狩猟免許の取得、イノシシ、猿の捕獲に対する金銭面の助成、わなの資材補給、工具の貸与、講習会の開催など、現行の支援制度の充実に努めたいと考えております。ご提案のありましたわな免許取得後の経費に対する補助については、土庄の一部の地区で集落の田畑や山林を鳥獣被害から守ってもらうかわりに、免許更新にかかる経費の半額程度を地域で負担する方式を実践している自治会があると聞いておりますので、小豆島町内でも同じような取り組みが可能かどうか、自治連絡協議会等を通じて協議をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、イノシシなどの被害を防ぐことは大変重要な課題だと考えておりますので、関係の方からの実情をよく聞いて、しっかりと対応していきたいと思っています。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（明田隆雄君） 安井議員のご質問にお答えいたします。

小豆島町立学校等施設適正配置実施計画を策定するに当たりまして、7月から10月にかけてそれぞれの地区で基本方針の説明会を実施してまいりました。池田地区の説明会では、統合に際しては生活圏の関係から、また利便性を考えて、土庄中学校との統合や広域的に考えて、土庄中学校へ就学できるようにという住民の方や保護者からの要望がございました。皆さんからいただいた意見を教育委員会の中で協議をいたしまして、実施計画を策定しているわけでございますけれども、委員会でいろいろ検討する中での一定の方向として、次のように考えております。

ご承知のように、小豆島町も土庄町も住居地によって通学する学校が決められております。生徒は町を越えて就学するには、組合立の中学校を考えたり、小豆広域行政事務組合で教育委員会を一本化することが上げられます。しかし、この2つの対応策につきましては、土庄町との合併を視野に入れた検討が必要であるため、教育委員会独自での検討は困難であると言わざるを得ません。仮に池田中学校の多くの生徒が土庄中学校へ就学するためには、土庄中学校校舎が改築直後であることや校舎の増築を検討することが必要であると考えられることから、小豆島町に大きな財政負担を与えると、そんな想定がされております。また、通学につきましては、土庄中学校に就学する場合はスクールバスでの対応はできないため、その通学方法によって自転車通学の安全性の問題であるとか、保護者の負担増になるとかいうような場合もございますので、小豆島町の教育ということで考えていった場合、生徒にとっては好ましい状況ではないと判断しております。したがって、土庄中学校への就学が、統合とは切り離しまして区域外就学ということで希望者に対応することになるかと考えております。

さらに、教育面で申し上げますと、一部の地区の生徒だけを土庄中学校へ就学させることにつきましては、池田小学校までともに学んだ子供たちが違う中学校で教育を受けることとなります。旧池田町から継続して小豆島町でも教育を柱としている連携教育による15年間を見通した教育を損なうことになろうかと思えます。先ほど町長も答弁で申しあげましたように、できれば同じ町の子供たちは同じ町の中学校で元気に頑張ることが、町の活気にもつながるのではないかと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

○8番（安井信之君） 学校統合問題ですが、私が広域議会で質問させてもらったときですが、そのときは町長は前町長ですが、土庄町長、坂下町長とも、その辺は考えていくべきものだというふうなご理解を得たと思っております。また、区域外通学というふうな形

で対応するというふうな部分ですが、この辺の障害というかある程度垣根をつくるような形になってくるのではないかなというふうな、どの辺までを考えての区域外通学になるのか、またお伺いしたいと思います。

それと、学校の教育の面で小豆島が一つになってくるというふうな認識をされること自体が合併へつながる道だと私は考えます。一つの足がかりではないかなと思っておりまして、その辺は行政のほうも真剣に考えてもらいたいと思っておりまして。

鳥獣被害の質問に対しては、土庄の一部で免許取得後の補助というふうなことがありますんで、その辺はように研究してもらいたいと。また、イノシシなどそういう捕獲するんは我々趣味でやっとなやというふうに言われる方もおられますが、この前の講習の中では畑の周りを草刈りするとか、そういうふうなことが被害防止にもつながるといふように言われております。住民の皆さんの全体の認識というふうな形で広報活動なりもしてもらいたいと思います。また、自治連合会なりでも、そういうような地区の被害を最小限にするためには、わなの捕獲等もあります、その分で経費を負担していくというふうなことをお伝え願えたら、困るとる自治会なりではそういうふうな分の対応も考えていくべきものだというふうな考えが出てくるといふふうに思いますんで、その辺はこれからどういうふうに行っていくかと考えておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） 安井議員の1点目、鳥獣被害の件につきましての、土庄町での一部の地域での捕獲後の補助についての研究をしてほしいということで、うちのほうでも土庄に確認しましたところ、大部の一部の地域でそういうふうなことをやっておるというようなことを聞きましたので、小豆島町においてもそういうふうな方向で自治連絡協議会等を通じまして、そういうふうな経費が要るといふようなことを周知しまして、今後自治連絡協議会等との協議をしてみたいというふうなふうに思っております。また、広報活動をしてほしいというふうなことで、広報等でも講習会等の周知をしまして、なるだけイノシシ、シカ等の鳥獣被害につきましても、広報、住民の方に周知するといふようなことにつきましては、今後も進めてまいりたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（明田隆雄君） 区域外就学についてのご質問でございますけれども、区域外就学というのは保護者からの希望というふうな形で出てまいりますので、特に区域をどうこうするといふようなことは考えておりません。ですから、本町であろうが、本町といふか池田の上地地区とか北地地区とかいふような、また三都地区であるとかいふようなこと

で、区域外就学の希望が出てくれば、それは土庄町の教育委員会との話し合いという形で解決していかざるを得ないということです。ですから、今の場合、現状では蒲生、中山地区の区域外就学が出た場合、これは対応していくというようなことで考えております。大体その付近ぐらいまでは簡単に区域外就学を認めていくような形になるんじゃないかなというような感じではおりますけれども、区域外就学というのはあくまでも希望制でございますので、希望が出た段階で判断させていただくというようなことになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

○8番（安井信之君） 今まで区域外通学というふうなことで、それがなかなか認められんということで、住所を移してまでも変わっていくというふうなこともありましたんで、その辺は住民の方にもそういうふうな制度というふうな形でやるのであれば、その制度をきちんと提示してもらいたいと思います。その辺どういうふうに考えているのかお伺いしたいと思います。

それと、統合問題なんですけど、先ほど土庄中学校の増築が必要であるというふうなことも言われておりましたが、私が広域のほうで質問したときには池田の全生徒が来ても対応できるだけの大きさの部分で構えているというふうな、今回の新築で考えているというふうなことを聞いたことがあります。その辺をちょっときちんと確認してやってもらいたいと思います。以上、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（田村房敬君） 区域外での住所を認めない、その辺の制度の確立ということですけども、その周知につきましては、その段階において皆さんに周知できるような対応をとっていきたいと考えております。

それから、先ほど言われました土庄中学校の校舎の問題ですが、現時点でどのような状況になっとなるか、済いません調査をしておりますけれども、当然ながら土庄は土庄なりにつくっていただいとると思う、その土庄の建物でつくっていただいとると思いますので、小豆島町の生徒が多く参加するとなれば、学校へ行くようになれば、それなりの負担を向こうのほうから要求せられることも考えられますので、財政負担というふうなことで表現させていただいております。

---

○議長（秋長正幸君） 15番浜口議員。

○15番（浜口 勇君） 私は、瀬戸内国際芸術祭が終わっての町長の感想と今後の取り

組みについて質問をいたします。

ことし7月19日からでしたか、105日間にわたり瀬戸内海東部の7島で開催されました瀬戸内国際芸術祭は、目標数の3倍の90万人を超える人が訪れたと報道されております。特に、直島、豊島には、島民が日常生活にも不自由を感じるくらいたくさんの方が訪れたようであります。特に、関東地方からの方が目立っていたように思います。芸術というものが、こんなにも遠方の人を引きつけるものかと驚いております。三都半島での東京芸術大学の大学院生の作品展は、私にとりまして素人には鑑賞する能力が不足のせい、ハードルの高いものであったと思っておりますが、今後は芸術をどう島の活性化に生かせるのか、町長の感想と今後の取り組みについてお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問にお答えします。

瀬戸内国際芸術祭につきましては、開催前に約30万人と見込んでいた来場者が、実行委員会の発表によりますと93万8,246人と当初予想の3倍を超え、盛況のうちに閉幕をしました。小豆島についても最初のころは来場者数が下位を示しておりましたが、最終的には11万人を超えまして、直島、豊島に次ぐ来場者数になっております。

私は、今回の芸術祭で、瀬戸内海が世界に発信できる魅力あるエリアであること、また魅力ある島々を結ぶ海上アクセスを整えば、島に人々が集うということの名実ともに立証することができたと思っております。その背景には瀬戸内海の美しい自然とそれぞれの島々がはぐくんできた歴史や文化があり、これが現代アートをめぐる旅と一体となった結果と考えています。この盛り上がりを一過性に終わらせないためにも、今後とも何らかの形で人を引きつける継続的な仕掛けを考えることが重要であると思っております。近く実行委員会がありますが、3年後にも瀬戸内国際芸術祭が開催されるとのことですので、3年後にも小豆島の魅力を発信できるようにしたいと思っております。

今後の取り組みといたしましては、さきの9月議会で中村議員からのご質問に対する答弁で申し上げましたとおり、芸術を初めとした島の宝物を地域振興につなげていきたいと考えています。その一つの試みとして、三都半島一帯を若手芸術家の作品づくりの場として地域指定し、事業の重点化を図るなど、芸術をテーマとした地域振興、地域の再生に生かしていきたいと考えています。小豆島には100を超える石彫作品、産業の営みによってはぐくまれたひしおの郷、日本の原風景とも言える棚田、日本で唯一の国指定史跡である石切丁場跡、島四国八十八カ所など地域の宝物が豊富にあり、その魅力を高め、次代に伝

えることが私たちの責任だと思っています。

また、こうした取り組みを進める上で、地域、企業、団体の皆様方の理解と協力、有識者からの適切なアドバイスが必要不可欠であり、将来に向けて目指すべき方向性や考え方を広く共有しながら、島の活性化に向けた施策を着実に実行したいと思っています。

○議長（秋長正幸君） 15番浜口議員。

○15番（浜口 勇君） 実は二、三日前に小豆島へ滞在しております作家のツアーがありまして、参加いたしました。聞きますと、滞在が済みましたらその作品は持ち帰るのか、現在のところから動かすというようなことをお聞きしまして、せっかくのああいう20代の将来を期待されるアーティストの作品がここに残らないかなという感じがいたしております。何とか何十年後には文化勲章とか文化功労賞を受けるであろうと、その中にはそういう作品もあるのではないかなと思いますので、せっかく小豆島で展示したこのアーティストの芸術作品を将来にわたって残すべきそういう方法がとれないかなあと感じましたので、その点町長さんの考えどうでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ご質問にあった芸術家村の作品については、これは県の事業でありまして、県と芸術家との取り決めでは、作品の1つは島に残すというルールで進められて、これまでも大勢の芸術家が来られています、二生の公民館とか何かにちゃんと展示されて残っております。それから、このほかにも例えばことしの8月に東京芸大の大学院生の方々が来られましたけれども、ご指摘がありましたように、せっかくつくっていただいた作品をどのような形で残すか、あるいはどのような場所で今後芸術家活動をしてもらうかといったルールを決める必要があると思っております、そのあたりについては前の議会でも答弁しましたが、例えば条例でルールを決める、どのような作品を残すかということも、識者の意見を聞いたルールが必要だと思っておりますので、いろいろご指導いただければと思います。

---

○議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

○6番（森 崇君） 私からは、2問質問させていただきます。

その前に、文章の訂正をお願いします。私の質問の半分から下のところに「犬塚貝塚」と書いています、「犬島貝塚」の間違いでございます。失礼しました。

最初に、新内海ダムの正当性とマスコミ報道についてでございます。

先月ですか、11月22日と23日の朝日新聞の香川版を見て多くの人が驚いたと思います。

特に、見出しは「島が沈む」というものであり、ダム開発を要求した私たちが島の発展や自然を考えていないような文章になっていることは間違っていると私は思います。島が沈まないため、島の将来を私たち自身全員が考えていると思います。新内海ダムは地元住民が必要としており、圧倒的な多数の人々の願いが成就しようとしているものです。それは、昨年12月の決起集会に760名集まったことでも証明されていると思います。

言うまでもなく、すばらしい寒霞溪の景観を守らなくてはなりませんし、自然を守ることは反対派の専売特許では決してありません。マスコミは中立と思っていましたが、新聞を見る限り取材する人の思想が入っているもので、全く一方的であり、マスコミを上手に使う側に立っていると思います。真実を報道するはずの新聞が、間違った、偏ったまま記事を書いていると思います。反対派がダムの底にあるから危険だと強調していた断層についても、小豆島には活断層はございません。それは、瀬戸内海が生まれたことと関係しています。これは山陽新聞です。ことし9月14日の山陽新聞でも明らかになりましたが、瀬戸内海の成立過程を知る重要な貝塚が、瀬戸内海最古級、縄文貝塚遺跡・犬島貝塚から発見されました。約9,700年前から9,500年前の海水産ハイガイが初めて確認されたのです。新聞からは、小豆島の東、淡路島までは、当時海水と淡水がまじる汽水域だったことがわかります。同貝塚は海水と淡水がまじる汽水域に生息するヤマトシジミが9割を占めていました。瀬戸内地域は、氷河期となった旧石器時代には陸化しましたが、約1万2,000年前、現在の紀伊水道、豊後水道から塩水が流入したと考えられています。犬島貝塚は、終末期汽水域から海水域の変換点と分析され、一遺跡で淡水から汽水、海水まであったことで、瀬戸内海の誕生過程をより具体的に知ることになるものであり、犬島周辺などが海になった時期を示す大きな手がかりを得たのです。淡路島の野島断層は約2メートルですが、新内海ダム予定地の底にある断層、変質帯とも言われるそうです、約1センチであり、危険性は全くないどころか、200万年前にできたもので、地球が動いているときのものです。瀬戸内海や小豆島が生まれる以前のものであります。これを危険だとして、チラシを配布した方の認識を疑うものです。

ダム直下や下流の人や小豆島島民に不安だけを広げてきたことは、まことに残念でなりません。ダムの工事が進み、できているのだから仕方ないと思っていません。間違った認識を流布するのはいかななものかと考えているのです。寒霞溪の景観を損ねる、危険な無駄なダムだ、巨大だ、水もたまらない、川に戻せ、横に広い、費用をほかに回すべきなどと主張されていますが、私たち自身が一般住民に決してそうではないことをしっかりと発言すべきだと考えているのです。8月の知事選でも反対する候補者が出ましたが、ダムの



要求の正しさ、正当性をどう考えておられるのか、残念な出来事だったで済まされないと感じました。

1つだけ申し上げますと、水圧は10メートルで1気圧です。1メートルの水を100メートル縦に積み上げますと10気圧ですが、同じ水の量1メートルを横に100メートル積むと0.1気圧で100分の1でございます。横に長いダムは人間に優しいダムなのです。新内海ダムの堰堤高は42メートル、安田の粟地ダムは46メートル、吉田ダムは74.5メートルです。人間と動物、生物、財産を守るなど、自然の水を管理するダムとの調和は大切であります。町はどのようなことでダムの正当性を町民に知らせようとしているのか聞きたいと思えます。また、マスコミに対しても何か申し入れる必要があると考えますが。

次に、土砂災害防止法の矛盾について申し上げます。

平成12年にできたこの法律は名前も目的もとてもよいのですが、その解説書によると、基本的に同類の法律のオーストリア森林法は工事を含むとなっておりますが、日本の土砂災害防止法は工事を含まないソフト法となっております。一言で言うと、早目に避難しなさいと書かれているのです。イエローゾーン、レッドゾーンという言葉などに期待して、急傾斜地法よりよいのではないかと思っていました。しかし、前述したようにハードは含まないものです。この11月には、苗羽地区などをこの法律に基づき調査されると町広報にも載っていましたので、古江地区の星くずの村の石垣の下に住んでいる方や地区長とともに県事務所に調査を依頼しましたが、現在の法律ではどうしようもないと言われました。これがそのときの写真、古江の。法律は人のためにあるものだと思っています。改善を求めべきと考えます。星くずの村の石垣も約50年たっていますので、台風ごとに直下の人が避難するのは当然のことですが、もしもの場合、家や畑などの財産を失うことにもなります。何とかしなければ、石垣の間に木も生えていますので大変な状態です。石垣ができたときから心配していたとも言われて言葉もありませんでした。今の法律でどうしようもないというなら、その法律を改善すべきです。それも先送りできない状態になっていることを理解してほしいのです。地方の時代というなら、なすべきことは法律の改善要求だと思えます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。

1点目の新内海ダムに関するご質問ですが、まず町はどのようなことでダムの正当性を町民に知らせようとしているのかとのことですが、ダムの正当性については、計画当初からこれまで数多くの地元説明会を開催し、また事業認定手続の一環として行われた事業説

明会や公聴会など、公開の場でもいろいろ議論をしてみたいと思います。さらに、県議会、この町議会などにおいても議論は十分尽くされていると考えています。

また、昨年開催された小豆島町町民総決起大会には多くの住民の皆様が参加され、地域の治水、利水の問題解決を図り、暮らしの安全・安心を早期に確保するため、内海ダム再開発事業の早期完成を図る決議がなされましたことは森議員ご指摘のとおりであり、昨年12月にダム本体建設工事を契約し、9月からは堤体コンクリートの打設が始まるなど、現在工事が鋭意進められています。

新聞等で星城幼稚園の園児と父兄がダムの見学会を行ったことが報道されましたが、現在までに10団体、約450人が工事の見学会に訪れています。今後も見学会を通して、ダム工事が安全に行われている現状を住民の皆様を初め多くの方々に見ていただきたいと思いますと考えています。また、12月の広報紙と一緒に第20号内海ダムニュースを全戸配布し、工事の進捗状況や新内海ダム安全対策連絡会の概要等を住民の皆様にお知らせしたところです。県からは、この内海ダムニュースを随時発行する予定であると聞いておりますので、これらを通じて工事の進捗等を広く周知し、香川県ともども事業の着実な推進に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、マスコミに対して申し入れる必要があるとのご指摘ですが、島が沈むといった報道は私も大変に遺憾に思います。しかし、これまでの経緯から、地元の方々の理解は十分に得られていると判断していますので、現時点で町からマスコミに対して申し入れることは考えていませんが、余りに事実と異なった報道が繰り返されるようであれば対応を考えたいと思います。内海ダム再開発事業については今後とも着実な事業の進展に努めてまいりたいと思いますので、引き続き議員皆様のなご一層のご指導、ご支援をお願いいたします。

次に、2点目の土砂災害防止法に関するご質問にお答えします。

これまで、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地災害防止法などに基づいて、各種のハード事業が各地で実施されてきましたが、全国的に見ますと、新たな宅地開発などによって土砂災害の危険箇所がふえ続けており、膨大な時間と費用を要するハード事業が追いつかない状況にあります。このような中、平成11年6月の豪雨により死者24名を出した広島災害では、山すそに広がる新興住宅地で大きな被害が発生し、高齢者などの災害弱者が死者の6割を占めました。これを契機として、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、危険箇所での宅地開発や住宅立地の抑制、住宅の移転促進などソフト面の対策による被害軽減を目的として、平成12年に土砂災害防止法が制定されました。小豆郡では

平成19年度にイエローゾーンの指定を終え、平成21年度からはより詳細な現地調査に基づくレッドゾーンの指定を進めており、その結果は自主防災組織等でもご活用いただけるよう自治会にも随時ご提供しています。四、五年後には町内全域の調査が終了する見込みであり、その後町がハザードマップの作成、配布を予定しています。

ご指摘のように、法の趣旨はレッドゾーンなどの区域指定とハード事業をリンクさせるものではありませんが、区域内にお住まいの方からすれば、ハード事業の実施を期待されるのも当然のことと思います。町としても、当初から県との実務者協議において、レッドゾーンから優先的にハード事業を実施すべきとの要望を行っておりますし、国土交通省からも土砂災害防止法に基づく区域指定が工事の優先度を判断する要素の一つになり得るとの見解が示されていますので、今後ハード事業の優先度に反映される傾向が強まるものと期待しているところです。

具体的にご指摘いただいた古江地区の星くずの村ですが、イエローゾーンに指定されており、来年度以降レッドゾーンの調査を実施することになっています。現地を確認したところ、たちまち崩壊の危機に直面しているようには見えませんでした。それでも、高さ、延長ともまれに見る大規模な石垣で、直下にお住まいの方々にとっては大変ご心配のことと思います。町としても、レッドゾーンの調査をできる限り早い段階で実施するよう県に働きかけるとともに、調査結果をもとにどういった対策を講じられるか検討したいと思います。あわせて、レッドゾーンやイエローゾーンの区域指定がハード事業の優先度に反映されるよう、制度の運用や法改正についても引き続き要望してまいりたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 6番森議員。

○6番（森 崇君） これは私たちにとって大切な事業だと思っています、ダムの関係ですから。この幾つかの質問を再質問したいと思います。

このダムについては強制執行したと思いますが、初めてと言われる方もいます。本当なのか聞きたいと思います。

2つ目に、私は49年、51年の災害の経験というのは戦争に匹敵すると考えています。この経験は過去は冊子にしましたが、一般の方の参加は非常に少なかったと思います。こうした経験を風化させないためにも、参加者を募ってもう一度冊子にしてはどうかと考えています。自然の中の災害との闘いの中で、内海ダム再開発は生まれたと思いますけど、今もっと大衆化する必要があると思いますけど、どうでしょうか。

また、ダムの視察についてです。私は工事現場だけの視察では不十分だと思います。寒

霞溪の高さやダムまでの距離などがよくわかるポイントを視察するべきだと思います。ブルーライン道路やスカイライン道路、遠くは古江からは粟地ダムと新内海ダムの両方が見える場所もあります。寒霞溪の景観を損ねると言われることが本当なのかわかるとと思います。ぜひ視察をしていただきたいと思います。

次に、土砂災害の防止法の解説書がここにあります。この9ページ、10ページに被害が書かれています。オーストリアでは1960年代の半ばに広範な範囲で大規模な土砂災害が発生したことを契機として、1975年にこの森林法は改正されたようでございます。もう一冊のこの災害基本法というのがあるんですけど、これは昭和36年10月に提出したものです。しかし、災害が起こるごとに書きかえられて、30回書きかえられて改正されております。問題になっている星くずの村の石垣ができたのは約50年ぐらい前のことですが、経営者は何人もかわっているようです。経営的にも芳しくないと聞いていますので、私は法律を変えるしか方法はないと思います。それは、施設の下に住む個人の人が経営者を訴えるしかないと考えております。以上、再度質問しますのでお願いします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 幾つかの質問について私から答弁をして、残余は担当課長が答弁いたします。

まず、49年災害、51年災害を経験した住民の経験者の意見をもう一度、風化しないで残すべきだというご意見ですが、そのとおりだと思いますので、そのようにしたいと思います。

それから、ダムの景観について、ちゃんと視察をするようにということですが、実は私は子供のときから宮山と馬木の墓のところから、寒霞溪の全貌、星ヶ城の全貌、どちらからもダムの見えるところですが、常に子供のときから見続けて、それは今もやっておりますが、近くで見るともちゃんとやりたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 水道課長。

○水道課長（曾根為義君） 強制執行は初めてかというふうなご質問ですけれども、ダム事業の収用については香川県では初めてと聞いております。しかしながら、全国的には多くあると聞いておりますので、最近の事例ですと石川県の辰巳ダムについては、二、三年前ですか、収用法にのっとって行ったというふうに聞いております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（中桐久志君） まず、森議員さんのご指摘にもありました星くずの村のことについて、多少お答えしたいと思います。

私も現地のほうに確認をしに行きました。森議員さん言われるとおり石垣の間に木が生えてはおりますけれども、ちょうどそのときに施設の管理を任されられておる方、多分地元の方でしょうけれども、桜の木の落ち葉を片づけておりました。石垣の間に木が生えてる状態も見たんですけれども、そんなに大きくなっておるわけではありません。恐らくことし生えたものがちょっと育つとるような感じに見受けられました。ですから、管理する方が今後それを切り取るんじゃないかなあと思いましたけれども、ただ森議員さん言われるように、そのまま放置しておれば木はどんどん大きくなりまして、その根が石垣を動かして大きな災害につながるという可能性はあるわけには感じましたけれども、適切に管理しているかどうかいうんはちょっとわかりませんが、ある程度の管理はできておるなあというふうな感じを受けました。ただ一点、フェンスですよ、フェンスはやはり網が破れて、支柱の根元が腐って、山側、藤原学園さんの施設のほうに倒れかかっている、そういうような状況を見ましたので、これちょっと危ないなというふうには感じました。町長のほうからも答弁いたしましたけれども、すぐ下で生活されておる皆さん方にとっては非常に不安な思いをされておるんだなあということは理解できます。ですから、気になるようなことがあれば、私らのほうに連絡いただければ何なりか施設の管理者のほうに対応をするようにしてまいりたいというふうに思います。ご質問にありました法律の関係なんですけれども、ご質問にあります土砂災害防止法というのはあくまでもソフト面の法律でありまして、ハードの事業につきましては、既存の法律でもって対応をしていくべきであるというふうに思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は10時35分。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（秋長正幸君） 再開します。

---

○議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

○11番（村上久美君） 私は、今12月定例議会において、さきに可決した今年度の国の補正予算と来年度町の予算に関係して、住民の暮らし、福祉、地域経済の活性化等の施策を求めて質問をいたします。大きく3つの質問をいたします。

まず第1に、地域を元気にする住宅リフォーム助成制度ということで質問をいたします。

バブル経済崩壊以降の長引く景気低迷に加え、2007年からの原油、原材料価格の高騰、

2008年にはリーマン・ショックに端を発した世界的な金融経済危機と、中小企業・業者にとっては打撃の連続、急減した仕事が一向に回復せず、価格破壊の進展が、物をつくっても売れない、売れてももうけが出ないという悪循環を招いています。多くの業者からもう耐えられないと悲鳴が上がっています。雇用の7割を支える中小企業・業者の危機は、地域の雇用や地域経済そのものの危機に直結する重大な問題です。民需が低迷する今だからこそ、自治体みずからが地域に仕事をつくり出すことが求められています。

住宅リフォーム助成制度は、住宅の増改築やリフォームの際の一部を補助する制度で、潜在的な住宅のリフォーム需要をすくい上げ、地元の工務店や一人親方など、雇用や地域の新たな仕事起こしになります。175自治体に広がるこの制度は、実施したところでは10倍から20倍の仕事づくりにつながっているそうです。11月下旬に成立した国の補正予算に盛り込まれた住宅、建築物の耐震化緊急支援事業を活用し、それに上乗せした制度として実施すべきと考えますが、いかがでしょうか。町長の見解伺います。

2点目、福田地区の空き施設を高齢者の福祉サービスに提供してほしいというふうに思いますが、その点について伺います。

本町の端に位置する福田地区は、行政合併によってますます疲弊するとの思いが強く、さらに小学校が統合されたことによって地域の存在そのものを危惧する住民が少なくありません。安心してその地域で暮らし続けたいとの思いにこたえる行政の責務があります。現在、高齢者の方は内海本町まで福祉施設の送迎車で福祉サービスを受けていますが、身近なところでより多くの高齢者が安心して福祉サービスを受けたいという願いがあります。当時、地元住民と行政との話し合いがありました。小学校統廃合の中で、校舎の使用については地元住民が使っていいですと行政側からあったと伺っています。施設の活用については、地区住民の願いに沿って、町として財政支援などを含めた形で施設活用を行う必要があると考えますがいかがでしょうか、伺います。

最後、3点目ですが、安心して子供を産み育て、保育しやすい環境整備の充実をという事で伺います。

国の補正予算に盛り込まれた妊婦健診関係、子育て安心こども基金関係の事業を活用して、安心して出産するための環境整備の拡充、保育サービスや地域子育て支援の充実、児童虐待防止などを推進する必要があると考えますが、それに取り組む考えはあるのか伺います。

また、妊婦健診の14回無料については、来年度も継続を願う声にこたえてほしいと思いますが、この点についてどう考えているのか伺いたいと思います。以上、よろしくご答弁

をお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 村上議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の住宅リフォーム助成制度についてですけれども、住宅リフォームには耐震化、バリアフリー化、省エネ化などさまざまな目的が考えられますが、小豆島町では唯一身体障害者や高齢者などに対して、福祉目的に沿ったリフォーム支援を行っています。香川県においては、住宅の耐震診断、耐震改修への支援について検討中のようですが、今回国の補正予算に盛り込まれた住宅建築物の耐震化緊急支援事業に関しては、22年度単年度のみ予算措置であり、来年度以降の見込みがないため、これを活用して恒久的な助成制度を創設する考えはないと聞いております。

また、省エネ化や耐震化など複合的なリフォームについても、財政事情が厳しい中、すべてのリフォームに対する助成制度の創設は、県、町ともに困難と考えておりますが、香川県では平成23年度から耐震診断及び耐震リフォームの補助制度の創設に向けて準備を進めており、市町へも協調補助に対する要請が来ております。小豆島町としても地域での仕事づくりの一環として前向きに検討してまいりたいと考えております。この制度の詳細については、後ほど建設課長から答弁させます。

2点目の福田地区の空き施設を高齢者の福祉サービスに活用してはどうかのご質問ですけれども、本年4月1日現在の福田地区の高齢者の状況は、人口944人に対して高齢者は395人、高齢化率は41.8%、要支援、要介護認定者数は64人で、認定率16.2%となっています。町全体と比較しますと高齢化率で5.5%高く、認定率では1%低くなっており、比較的元気な高齢者の割合が多いと推測されます。

ご指摘のありました福祉施設で送迎を利用した居宅サービスの給付状況ですが、デイサービス利用者が13人、内訳はマリアの園4人、デイサービス青空2人、サンライズ西村7人、それからデイケア利用者4人、これは老健うちのみ4人、合計17人となっています。また、訪問介護サービスは4人の方が利用をしております。

身近なところで安心して福祉サービスを受けたいという願いは、福田に限らずどの地区、どこも共通だと思っておりますけれども、福田地区が遠くにデイサービスに行かれてるという現状については、私自身も何とかしたいと思っておりますけれども、この問題は福田だけの問題ではありませんので、23年度に次期介護保険事業計画をつくることになっておりますので、その中で福田地区にデイサービスを設けるかどうかについては結論を得たいと思っております。

それから、福田地区の空き施設の利活用についても必要なことだと思っております、私も時々福田地区に行っては自治会の皆さんとお話し合いをしておりますけれども、地元の方の意見をよく聞いて、高齢者の、デイサービスとまではいなくても拠点施設として活用できるのではないかなど、地元の人によく伺って適切に対応したいと考えております。

3点目の子育て環境の充実に関する国の補正予算の活用ですけれども、ご指摘の妊婦健診関係及び子育て安心子ども基金の事業が補正予算の中に含まれております。このうち、子育て安心子ども基金事業については、町内の民間施設5カ所、公共施設13カ所へのおむつかえ設備や授乳スペース等の整備、町内の保育関連施設3カ所への空気清浄器の設置などこれまでも活用にあつめてきましたけれども、今回の補正予算で基金が増額されることになりましたので、どういう活用ができるか検討をしたいと思っております。

児童虐待などの対応も深刻化しております。この間の議会で質問がありましたように、県知事に対して児童福祉員の増員などもお願いしておりますけれども、そういう虐待など民間も含めてこの基金の活用について手が挙がることを期待しております。

また、妊婦健診事業につきましても、当初平成22年度末までとされていましたが、今回の補正予算で、成人T細胞白血病の原因となるウイルスの抗体検査が追加されるとともに平成23年度も継続されることとなりますので、町としても引き続き実施したいと考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどの、県が23年度より創設準備を始めております耐震診断及び耐震リフォームの補助制度についてご説明いたします。

補助の対象は、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、補助額は、耐震診断で国3万円、県1万5千円、市町1万5千円の最大6万円までの補助。耐震改修では、補助率3分の2以内で、国30万円、県15万円、市町15万円の最大60万円を予定いたしております。

村上議員のご指摘のとおり、現在全国の地方自治体の約1割が何らかの住宅リフォーム助成を行っており、小豆島町においてもこうした制度によって地域の仕事づくりという面では一定の効果が予想されますが、町長からも申し上げましたとおり、すべてのリフォームを対象にした制度創設は財政的にも困難でありますことから、限定的な助成制度にならざるを得ませんので、ご理解をいただきたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。



○11番（村上久美君） 県のほうが来年度からというふうなことで前向きに検討というふうなこともあって、町もそれに向けて取り組んでいただきたいというふうなことで、ぜひ進めていただきたいと思います。

上乘せでというのがなかなか財政的に難しいと言われましたが、全国的にもそれは大変な財政というのは共通しております。ですから、より地域を活性化させるためには行政の積極的なとらえ方が必要であって、それにとらえた上で実施していく行動が必要だというふうに思いますが、ただ、財政、財政厳しい、厳しいと言うのであれば、全体の予算を再度チェックしていただいて、無駄な大型開発等も今やられておりますけれども、その関連もやられておりますが、それに対してしわ寄せが来るような状況では住民納得できないというふうに思います。

これは全国の商工新聞があります。全部持ち家なんかでもこういう形で、全国的に広がっております。ですから、今後、財政が困難だからできないんだという切り捨てではなくて、もっと地域の経済をどうすればいいのか、行政の責務も問われておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

今、現在土庄の建設組合関係とか、池田もそうなんです、県のほうにも要請をしております、これを積極的にやってほしいという行動も出ておりますし、今現在署名も集められていってるという状況です。これは全県的にやっていってるという状況があります。そういうふうな形をしっかりと酌み取っていただいて、なお進めていただきたい。

今エコ住宅なんかでも、聞きますと、やはりそれは仕事になかなか結びついていないというのが現状だというふうにおっしゃってございました。ですから、やはり行政がここで踏ん張っていただく必要があるというふうに思いますので、なおよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番目の件につきましては、町長は23年度ごろに結論を出したいというふうなこともおっしゃっておられましたが、福田地域だけの問題ではないんだというふうにもおっしゃっておりますが、より、やっぱり福田地域は集落、全体の小豆島、旧内海町からしても離れている地域でありますので、地域の疲弊っていうふうな危惧を強く持つての方が結構おりますので、ぜひ前向きな方向で結論を出していただきたいというふうにさらにお願ひしておきたいというふうに思います。

この財政支援等も含めて、あるいは民間が行うことも含めて、この点についての今現在の考え方について伺いたいというふうに思います。

3点目ですが、以前に虐待防止についてさらに力を入れてほしいというふうなことで私

も質問をいたしました。町長のほうから早速行動に出していただいて、県の知事のほうに要請をいただきましてありがとうございます。

実は、町の次世代育成支援後期行動計画があります。この中に、今地域経済疲弊している中で、本当に正規雇用が難しいというのがまだ、正規になるってことがなかなか難しく改善されない事業所が結構あります。

そういう中で、1日の労働時間が短くても子供を預けて働きたいという若いお母さん方もおられます。そういう中で、この中に特定保育事業っていうのがあります。これ町の計画の中に書かれております。この中で、パートタイム等で1カ月当たり64時間以上児童を保育することができないと認められて云々がありまして、これによって保育所が預かる児童というふうにあります。現状と今後の方向性っていうのが書かれてありまして、現在本町では実施していませんが今後のニーズの状況によって事業実施について検討しますというふうにあります。こういう内容も、いつごろこういうアンケートなりをとって住民の声をしっかり受け入れてやる気があるのかなのか。今回のこの補正の中にもかかわってくる問題だと思いますので、ぜひ検討をする余地があると思いますので、お願いしたいというふうに思います。

それともう一点ですが、この中で乳幼児健康診査の充実というふうなことで、実は1歳6カ月健診の受診率が平成17年度と20年度を比較した場合に、この1歳半の健診が落ちてるわけですね。この点についても、どう健診を高めていくのか。こういう国の補正予算等にも絡んで、どうこころも目配りして行政として責任を果たしていくのか、こころの点についても伺いたいというふうに思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

○保険事業課長（村口佐吉君） 今村上議員さんからご質問をいただきました福田地区の民間の方が入ってこられるかということでございますけども、平成21年3月議会に鍋谷議員さんからもご質問いただいております。その後地元自治会との協議を行うとお答えをしておりますが、その後自治会のほうで土庄町の福祉施設を展開する事業者の方にデイサービスの開設につきまして打診をいたしまして現地調査をいたしておりますが、耐震工事の関係で誘致の話は実現をしていなかったと聞いております。それから以降につきましては、県のほうにもデイサービスの申請並びに事業者のほうからの指定もございません。地元のほうからも今のところそういう要望はお聞きしておりません。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどのリフォームのことにつきまして、今の現状を、財政

が苦しいということだけでないということで検討はいたしております。ただ、他市町の全国175団体の約37%の53団体を占める先進地、埼玉県の場合、64自治体のうち53団体の82.8%におきまして、もう耐震のみの対象は26団体、約半分の自治体はやっぱり今香川県が市町ともども考えるべきという考えの耐震リフォームについてのみの団体、補助制度の助成になっております。

また、財政的な面で、今ちょっと私のほうから言うのはまた別の観念もあるんですけど、今回対象となります昭和56年5月という形になりますと、対象家屋件数を調べてみますと約4,000件、今回の県の要請に基づく市町の補助が合わせて16万5千円、1件当たり。万が一すべてについていった場合、町費といたしまして約6億6千万円の費用が必要になってきます。ですから、今回の場合、まず耐震改修のほうにリフォームについての助成制度の状況を見てからの検討課題にさせていただきたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 弘章君） 特定保育というふうなご質問でございますが、今現在、父兄、保護者の方のいろんなニーズにこたえまして、例えば一時保育、それから預かり保育、祭日、休日等の休日保育、そういった特定の保育事業につきましては民間保育所等々で、今現在実施されております。

懸案でありました放課後児童クラブ、これにつきましても内海地区で、民間ではございますが1施設が今春より開始されたというふうなことで、日々前向きに検討をし取り組んでいるという現状でございます。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 2番目のことに関してですが、町長も先ほど答弁されました、福田地域には懇談もされたと。そこで、地域の住民の皆さんの要望も直接生の声をお聞きになったと思います。そういう中で、住民の切実なそういう要望に対しては前向きにこたえていくというふうなことだろうと思うんですが、ただ、やはり財政問題がどうも町としてはなかなか歯切れの悪いというふうな状況があると。以前にも民間、これは直接じゃなくて民間が入っていかうとした場合に、町の執行部のほうは担当課のほうで、何してんのやと、ちょっと待てというふうなことで怒られたというふうなことも聞いております。地元地区の役員さんなんかにも聞きますと、民間のほうで動くにしても、行政として担当と一緒にその役割を行ってともに果たしていただきたいという声もお聞きしておりますので、地元地域住民にいろんなことでほうりっ放し、任せっ放しではなくて、そこは行政も丁寧にちゃんと指導なりそういう助言なり、きちんとやっていただきたいなというに思い

ます。地区としてもまた具体的な話もあろうかと思いますが、今後民間がやるにしてもそういう行政も加わっていただいて、ともに動いていただくということが地域の要望でもありますので、その点についてもぜひお願いしたいと思いますが、その点についてどう受けとめておられるのか伺いたいと思います。

それと、済みません、もう一点。特定保育事業については民間保育で実施してるというふうに言われましたが、いつからどこでやってるのでしょうか。そういう実績はどうなんでしょうか、伺います。

○議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 弘章君） 特定保育というふうなことでございますが、これにつきましては民間のほうでそれぞれ、その年その年によって実施されてきておりました。今現在も預かり保育、それから休日保育、それから放課後保育につきましては民間のほうでされております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 福田地区のデイサービスの問題についてお答えしますが、福田の自治会とは何度か話し合いしてまして、まだ正式な要請ではありませんが、自治会長さんは、できればデイサービスを福田地区につくってほしいという要望、お考えはお持ちであることは私も聞いております。

そして、その場合どんな事業者がデイサービスをしていただくかというのはかなり重要なことで、さっき話題になってた高松の割と弱小の社会福祉法人、社会福祉法人じゃなくてたしかNPOだったと思いますが、そういう方がデイサービスをするのではなくて、やっぱり小豆島町内にしっかりした基盤を持った方がデイサービスをやるのであれば、それが筋だと私は一貫して思っていました。いずれにしても、小豆島町の在宅サービスについて体系的な考え方が役場にはないんですね。それは次期の会合介護事業計画でしっかりときちんとさせたいと思っています。

---

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は4点についてお尋ねをいたします。

まず第1に、改良住宅の管理と家賃の未収の問題です。

改良住宅の入居実態については以前から入居資格のない人が入居しているとか、家財を置いたままで住んでいない人がいるなど、さまざまな問題が指摘されています。担当者からも、入居条件を満たしている入居者は全体の6割であり、4割の入居者は問題があると

聞いております。入居権の売り買いなどのうわさもあります。これらの問題について町長はどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。まず、早急に実態調査を行うことが必要ではないでしょうか。

改良住宅の家賃は入居者の所得に関係なく1,500円から5千円の安価な定額に設定されていて、収入状況を申し出る必要がなく入居がチェックしにくい仕組みになっていることが原因の一つではないかと思えます。これを解決する上でも家賃や入居基準の見直しをするべきではないでしょうか。そして、同和事業を終結し、公営住宅法に基づいて速やかに一般の町営住宅と同じ入居基準に変更し、一般に広く入居募集を行うべきではないでしょうか。

また、家賃の徴収についても努力はされていると思いますが、徴収率、未収額ともにほとんど改善がされていません。この実態をどのように考えておられるのでしょうか。本当に困っている人、払えない人については親身に相談に乗る体制をつくるとともに、手を尽くした上で悪質なものについては明け渡し請求をすることも必要ではないかと思えますが、今後の対応についてお尋ねをいたします。

2点目、消費者行政の充実ということです。

先日、総務建設常任委員会で行政視察に行った滋賀県の野洲市での多重債務相談の第一の特徴は、相談者をたらい回しにせず担当課職員も同席させて相談に応じるワンストップサービスです。包括的同意書を取り専門家にすぐつなぐなど、煩雑な手続などの手助けをしていること、また消費生活相談を広くとらえ、生活全般の安全・安心を支援していくこと、縦割りではなく情報を共有し、連携すれば職員の仕事も楽になり、やりがいを持って仕事ができるなど、経験と実績から確信を持った担当者の話は説得力があり、市役所の各部署が連携し、住民に寄り添い、生活再建を行うという野洲市の取り組みは本当にすばらしいと感心をいたしました。滞納者の多い本町にこそ多重債務問題を抱えている人も多いはずですし、このような取り組みが求められているのではないのでしょうか。何よりコーディネーター役となれる消費生活相談員が必要不可欠だと思います。

今回の国の補正予算には地域活性化交付金の中に市民生活に光を注ぐ交付金というのが計上されております。片山総務大臣は会見で、例えばどんなことに使ってもらいたいかといいますと、消費者相談、消費生活センターなどの経費、これには当然人件費なんかも含みますと述べております。この交付金も活用して、ぜひ消費生活相談員を置いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、内海ダム再開発についてです。

今、人口減少、少子・高齢化、莫大な借金の中でだれもが税金の使い方を変えていかなければならないとの認識のもと、できるだけダムに頼らない治水への政策転換を求めており、再検討も始まっています。県内3つの補助ダム事業についても検討委員会が設けられ、13日から検証が始まっているところです。しかし、県は内海ダム再開発工事ではこのダム見直しの流れに逆行し、反対派住民の思いを聞くことなく、11月22日に明け渡し期限を迎えた強制収容地での工事を強行いたしました。このような民主主義に反する暴挙は許せないと思います。町長の見解を伺います。

また、この秋の紅葉シーズン、ダム工事現場を見ながら寒霞溪に上っていった多くの観光客は一体どのように感じているのでしょうか。町長の言う島のきれいなものが全部入った広くて大きな景色が台なしになっていると思いますが、いかがでしょうか。

また、その上工事が出た土砂が積み上げられ、逆に土石流などの災害を引き起こす危険性が生まれていると専門家から指摘されています。地元住民からも不安の声が寄せられています。どのようにお考えでしょうか。

また、さらにその直後の11月26日に星城幼稚園の園児と保護者がダム見学をし、園児らにコンクリート骨材とまぜてダム本体の一部にするメモリーストーンの投入を体験させたことは報道をされました。そのことに対して園児の家族や町民らからも、何もわからない子供をだしに使うのはけしからん、新聞で見てぞっとしたなどの怒りの声が寄せられています。町民の間でも意見が分かれており、裁判も行っているダム再開発工事に何もわからない子供を利用するのは無神経であり、教育の政治利用と言えるのではないのでしょうか、町長のお考えをお聞かせ願います。

最後に、T P P（環太平洋連携協定）についてお尋ねをいたします。

日本は世界最大の食料輸入国であり、関税率は低水準です。例外なき関税撤廃が原則のT P Pに参加すれば唯一自給できる米も輸入品に置きかわり、日本農業は壊滅的な打撃を受けます。食品関連や輸送など広範な業種で雇用が失われ、地域経済が崩壊します。政府も民主党も食料自給率を先進国最低水準の現在の40%から引き上げるとしています。しかし、自由化によって、農水省試算によれば自給率は14%へと激減し、350万人の雇用が失われるとしています。菅首相は自由化と農業再生を両立させると言います。ところが、政府方針は、競争力向上や海外における需要拡大というだけで市場を開放しても持続的な農業が維持できる展望を全く示せないでいます。一部の輸出大企業の利益と引きかえに国民の命や暮らしを売り渡し、国の形を大きく変えてしまうものであり、参加すべきでないと思いますが、町長の見解をお尋ねをいたします。

香川県は11月15日に、日本がT P Pに参加した場合の県内農産物への影響試算を発表しました。その影響は264億6千万円の減少、特に米は163億4千万円、99%減少する見込みです。また、牛乳は100%減の34億円、鶏卵は17%減の180億4千万円などが減少いたします。日本がT P Pに参加した場合の町内の農林水産業などへの影響はとなると試算をされているのかお尋ねをいたします。

また、11月10日には東京でJ A全中など3,000人がT P P反対の緊急集会を開きました。11月28日にはJ Aグループ香川がサンポート高松でT P P交渉への参加に反対し、香川の農業を守る農業者緊急集会を開きました。12月1日には全国町村会で、T P Pに参加すれば農山漁村に深刻な影響を及ぼすとし、T P Pに反対の特別決議を採択しています。さらに12月2日、農業委員会の全国会長代表者会議で断固反対の決議が採択されました。町としても食料主権の立場でT P P反対をきっぱり表明されることを求めますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員のご質問にお答えします。

まず、住宅改良法に基づき整備した改良住宅と公営住宅法に基づき低所得者向けの公募住宅として建設される公営住宅とは基本的な事業目的や住宅の性格、位置づけに明確な相違があることはご承知のことと思います。不良住宅が密集する既存市街地の整備事業の進捗に伴い、みずから居住する住宅を失うこととなった事業協力者のための代替住宅としての改良住宅を建設するとともに、隣保館、集会所等の地区施設や道路、公園等の公共施設を整備しましたが、改良事業の目的は、事業実施前には個々ばらばらに立地してた住宅を地域コミュニティとしてまとまりのある改良住宅に再編成し、あわせて地区施設等の整備を通して健全な地域社会として機能する新しい住宅地域を形成するというまちづくりです。

しかし、住宅の老朽、狭隘さ、生活水準の向上などによる地域外流出などで高齢化と低所得階層の増加という地域社会の変貌が見られるようになり、滞納が長期化する現状もあります。適切な指導や支援については引き続き行っていますが、地域コミュニティの機能による自主的、自立的な意識改革が欠かせませんので、まちづくりについて協議する場をつくって話し合う考えです。

強硬姿勢で対応せよとの指摘ですが、もちろん誠意の見られない方については法律に基づいて適切に対処したいと思います。詳細については、後ほど担当課長からご説明させます。

2点目のご質問にお答えをします。

公金を活用して消費生活相談員の配置をとのご意見ですが、まず本町の消費生活相談の現況についてご説明します。

平成21年度における小豆県民センターでの相談件数は、多重債務に限らずすべての相談を合わせまして全部で48件、月に4件程度でした。また、高松市にあります香川県消費生活センターでの相談件数を含めましても月に10件程度となっています。この理由はいろいろあると思いますが、1つには小豆島という狭い地域の中で多重債務などの機微に触れる問題を相談しにくいという心理的要因があるのではないかと思います。より住民と近い町に相談窓口を設置した場合、この傾向が一層強まることが懸念されます。

一方、相談をしたい、しようとする方においてもできるだけ専門知識を有した方に相談したいということがあるように思います。専門的な知識を有する人材の確保は極めて困難でありますし、また想定される件数と基金に積み立てることができるとはいえ公金が3年間の時限措置であることを考えますと、相談員を直接配置することは困難と考えております。

常設の相談窓口として小豆総合事務所内に小豆県民センターが設置されておりますし、小豆島町でも町税や使用料などを滞納している多重債務者に対しては収納対策室が相談に応じておりますので、ぜひこれらをご利用いただきたいと思います。

野洲市の取り組みについては参考にさせて、勉強させていただきたいと思います。

次に、3点目の内海ダム再開発についてお答えいたします。

内海ダム再開発事業については、河川改修案などの代替案を比較検討した上で計画実施しているものであり、平成21年2月には国の事業認定をいただき、事業内容の合理性や早期に実施すべき公益性の認定を受けています。

また、ことしの3月、国土交通大臣は新たな基準に沿った検証の対象として平成22年度に事業が行われる84事業を検証対象ダムとしましたが、内海ダム再開発事業はその中に含まれておらず、継続して進めるダムとして、本年度予算についても満額の交付決定をいただいています。

なお、香川県収用委員会による裁決は、5回の審理と現地視察を行い、慎重かつ十分な審理を尽くした上で行われたと考えており、用地の取得は法が規定する手続を適正に履践した上で行われたものですので、暴挙とのご指摘は当たらないと思います。民主主義のルールに沿ったものであると考えております。

ダム事業の影響についても、新たに建設する内海ダムは寒霞溪のふもとに位置すること



から、景観への影響についてもさまざまなご意見をいただいております、周辺地域の自然環境と調和のとれた、より景観形成を図るため、平成16年に学識者や景観にかかわる地元の方々を委員とする内海ダム景観検討委員会を設置し、新内海ダムの景観対策について検討を行い、ダムによる影響は最小限にとどめるよう努めています。

工事が出た土砂が積み上げられ、逆に災害を引き起こす危険が生まれているとのご指摘についても、土砂場の施工は技術上の基準にのっとり、十分に締め固めや排水処理等を実施するなど適切に工事を行っており、県からも安全上問題はないと聞いております。

幼稚園児の社会見学におけるメモリアルストーンの件についても、社会見学の一環としてPTA役員会で協議して実施に至ったと聞いております。当日は多くの父兄も参加し、メモリアルストーンは非常に好評であったと聞いております。なお、家族から怒りの声が寄せられているとのご指摘については、園に確認したところ、そのような声は寄せられていないとのことでした。

内海ダム再開発については、別当川の治水対策と小豆島町の利水対策として大変重要な事業であり、また地元の多くの方々からの要望を受けていることから、町といたしましては香川県ともども平成25年度の完成を目指して粛々と進めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目のTPPについてのご質問ですが、環太平洋連携協定は工業品、農産品、金融サービスなどを初めとした全品目の関税を原則として完全撤廃することにより貿易自由化の実現を目指すもので、幅広い分野でメリット、デメリットについてさまざまな意見があることから、国として参加することについては慎重に対応していただきたいと思っております。

町として反対の立場を明確にすべきではないかというご指摘ですが、全国町村会の反対決議については、私も小豆島町長として採択に加わっておりますので、その立場は既に明確であると考えています。

町内におけるTPPの影響額等については、担当課長から答弁させます。

○議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

○人権対策課長（浜本広志君） 改良住宅の管理と家賃未収についてお答えいたします。

現在、改良住宅444戸、地域改善向け公営住宅41戸の住宅管理を行っております。

家賃でございますが、地域改善向け公営住宅につきましては、平成18年度までは政策家賃で対応しておりましたが、これにつきましては平成8年度に公営住宅法の改正によりまして応能応益家賃が導入され、新たな家賃制度への移行とあわせて実施により負担調整期

間の措置を適用しまして、平成19年度より応能応益の家賃へと移行しております。

改良住宅につきましては、町長からも申し上げましたとおり、建設時の条件として持ち家等の除却に協力をいただいた方が改良住宅に入居している関係から、定額家賃で対応しております。定額というのは、定めた家賃で実施しております。

それと、入居の状況でございますが、現在各地区の調査中でございますが、その中で、空き家と長期住宅として使用されていない住宅と思われるのは何軒かございます。その中で調査いたしますと、理由といたしましては、島外に出ている方でございますが、荷物を置いているとか仏壇を祭っているとか、正月、お盆などに帰省したときに使用するということで、ほとんどの方が事業の実施時に用地、家屋を提供しているため、改良住宅は自分のものだという意識がございます。町へ返還することに対しましては、強い拒否反応が現在のところございます。今後とも改良住宅の趣旨や地域の実情をご理解いただきまして、使用されていない住宅につきましては、今後とも町への返還をお願いしてまいりたいと思っております。

また、名義人と入居者の名前が違う場合がございます。これは過去に名義人としていた方が亡くなったという方で、家族のほうに承継できてないということでございます。これにつきましては、承継できるものについては現在承継の手続を行っております。既に変更されている方もおりまして、20年度で15件、それから21年度で2件、それから22年度で、現在のところ9件承継手続を実施しております。

それと、家賃の徴収方法でございますが、口座振替、地元の集金人、それから自主納付、職員による集金、また長期滞納者につきましては、収納対策室と連携いたしまして納付計画を作成するなど、実績が上がるようにいろいろな徴収方法で取り組んでおります。町長からも申し上げましたとおり、誠意の見られない方につきましては法的措置をとるとの方針で対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） TPPに参加した場合の影響につきましては、農林水産省の試算では国全体の農業生産額として約4兆1千億円程度、農業の持つ多面的機能の損失が3兆7千億円程度と、合計7兆8千億円の影響があると公表しています。また、先ほど質問の中でもありましたけれども、香川県では264億6千万円の影響があると試算をしております。

本町における影響につきましては、国の試算方法が示されている19品目のうち試算可能な米とかんきつ類の2品目において試算をいたしますと、粗生産額ベースで米が約

3,600万円、ミカンなどの果実が約1千万円、合計4,600万円の影響があると推計されます。なお、菊やオリーブ、イチゴなどの本町の主要品目については国の試算方法が示されていないため試算は行えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 改良住宅の問題ですけれども、承継手続が何件かできてるということですが、それ以外で現在わかっている入居資格のない人が入居している世帯数っていうのは把握されているのでしょうか。調査中ということだったんですけれども、わかる範囲で教えていただけたらと思います。

それと、滞納者の人数とか滞納月数が一番多い人で何カ月とか何年とか、金額で多い人はどれぐらい、そういう実態を教えていただけたらと思います。

また、生活保護世帯も多いと思うんですけれども、入居者の何割ぐらいの方が保護世帯なのか、その中でも滞納者っていうのはあるのかどうかをお尋ねいたします。

それから、消費者行政の問題ですけれども、野洲市ではいろんな窓口で、その窓口だけでなくっていろんな窓口で、相談に来た人の中で多重債務を初めとしたいろんな生活困難者の掘り起こしをしております。そういう体制ができていて、そういうことをぜひ本町でもしてもらいたいなということを強く感じました。研修に行ったときにお話を伺った野洲市の消費生活相談員の生水さんっていう方なんですけど、12年の実績があって、本当に素晴らしい活動をされております。今回の市民生活に光を注ぐ交付金、消費生活相談員を置くのは難しいということだったんですけれども、それではこの交付金を利用して職員の研修などを行ったらどうかと思うんですけれども、議会で研修に行ったときにも生水さんの話をみんなに聞いてもらったらいいなという声が議員の中からも出ておりました。そういうことはできないかどうか、お尋ねいたします。

内海ダムの問題です。教育長にお尋ねをいたします。

星城幼稚園が26日に行きました。27日には星城小学校の児童、また12月8日には内海中学校の1年生の生徒が見学をし、メモリーストーンの投入を行ったと聞いてるんですけれども、教育委員会ではこのことについてどのように考えておられるのか、教育としてふさわしいのか、子供を使った政治利用ではないのか、教育長の見解をお尋ねをいたします。

TPPについては、町長は町村会での決議をもって表明をしてると言われたんですけれども、ぜひ町内でも反対の立場を明確にして、それを明らかにしていただきたいし、国に対してそういう意見を町としても届けていただきたいと思います。

菊やオリーブなどは試算できない言われましたけれども、これには影響はあるのは間違

いないと思います。やっぱり町民の生活に大きな影響がある、また国の形を変えてしまうこの問題について、町民にも知らせ、国に反対を求めていくということをはっきりと表明をしていただきたいと思います。お願いします。

○議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

○人権対策課長（浜本広志君） 先ほどの入居の状況の中で、まだ適切でない方というのを数ということですが、現在調査中ですが、その中でわかってる部分につきましては、空き家ですね、先ほども申しました長期住宅として空き家として使用されていない住宅って思われる住宅が84戸ございます。その中で、今調整中ですが、返還された分につきましては、その84戸の内訳ですが、池田地区で6戸、それから草壁地区で58戸、橘地区で15戸、福田地区で5戸でございます。

それと、先ほどの長期滞納者についてでございますが、生活保護世帯は全体で地区の中で27.8%、高い率でございます。また、その中で生保世帯の未収金というか滞納があるかということですが、生活保護になりますと滞納はほとんど見られません。それ以前の滞納があることは確かにございます。確かな数字については今ちょっと手持ち資料がございませんのでお答えできませんので、また後日ということをお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（中桐久志君） 職員研修ですので、私のほうからお答えさせていただきます。

多重債務等の研修ということですが、現在でも機会をとらえて収納対策室の職員につきましては研修のほうを実施をいたしておりますけれども、ご提案のありました野洲市のほうにも研修地の一つとして考えていきたいというふうに思います。

それから、他の関係する職員ですけれども、まずは収納対策室関係の職員での研修をさせていただきまして、他の関係する職につきましては次の段階での検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（明田隆雄君） ダム見学を政治目的でというようなご質問でございますけれども、反対の集会に参加するとか賛成の集会に参加するというものではございません。ただ、現在行われているダムの状況を見学するということがございます。恐らく小豆島ではこういうような大事業、なかなか見ることはできない事業だと思っております。非常に大きな工事でございますので、子供たちには社会見学の一環として活用するのは妥当であると、そういうふうに判断をいたしております。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） T P Pについての町長が先ほど答弁いたしましたように、町としては町長が全国町村会の反対決議にも参加して採択に加わっておるということで、その立場は明確になっておるというようなことをご理解いただきたいと思います。

それと、国に要望をとということでございますけれども、現在まだ国のほうが具体的な対策等についても示されていないというような時点でございますので、もう少し時期を見たいと考えております。以上です。

---

○議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

○13番（中江 正君） 私はさきの6月議会でもこの件で質問いたしました。かなり前向きに取り組んでいただきまして、地域の方、関係者の方、大変喜んでおります。

それでは、1点だけ質問をいたしたいと思います。

オフの紅雲亭行きバス確保についてということで、交通基本法が予定されています。国土交通省の案では人口減少、少子・高齢化、地球温暖化の諸課題が書かれ、車社会は結果的にお年寄りや子供たちにもしわ寄せをされていると主張されています。人間の移動権を法律に位置づけ、環境に優しい交通体系の構築が今うたわれています。交通網の確立でにぎわいをよくし、住んでよし、訪れてよし、我が町と同じキャッチフレーズを目指すことで来訪者もふえるとしています。日本だけではなく世界の公共財となり、海外に普及させていくきっかけにもなるととらえています。

ご存じのように、日本全体の路線バスは成り立たなくなり、香川県でも25のバス会社のうち三木町、さぬき市、高松市、香川町、塩江町、国分寺町、綾川町、丸亀市、まんのう町、三豊市、観音寺市、善通寺市など20のコミュニティーバスを走らせております。

これ行政のほうから出したマップです。これが載っております。もうほとんど成り立たなくなっております。小豆島では2町を含め出資を募って路線バスが運営されていますが、厳しい経営となっていると思います。ことは瀬戸内国際芸術祭で人が訪れ黒字だったと先日の新聞に載っていましたが、肝心なのは、今後とも生活路線の安定と観光客の増加だと思います。小豆島の課題である航路の安定確保を初め観光増を考えると、二十四の瞳や寒霞溪抜きに考えられないと思います。紅雲亭線はオーリーブバスがシーズンに走らせていますが、オフについては新内海ダムの工事用道路などと実験運行された妙見さんを通る、約1,5キロあるんですけど、路線バスを考えてはどうかと思います。

確かに財政的に考えると走れないとも思いますが、私はこの8月に高知県に行き、公共

交通課、運輸政策課の説明を聞く機会がありました。高知県は路線バス問題などでは大変苦勞しており、県そのものが生活路線を問わず補助金を出す仕組みがありました。何としても必要な紅雲亭線だと思います。香川県や高知県にも問い合わせて、観光路線である紅雲亭線にオフに限りコミュニティーバスを早急に走らせるべきだと思います。

小豆島はオリーブの支援にとどまらずしなくてはならないことばかりですが、観光客の誘致や小豆島に来られた方の足の確保は欠かせないものであり、収入の源は観光客だと思います。シーズン4回の紅雲亭行きも少ないと、お客さんから随分声があるそうです。年間の乗客の少ないことは私たちの宣伝不足ととらえ、努力すべきだと思います。少ないオフでもタクシーでは乗れないときなどに乗客からともしかれたこともあるそうです。新しい知事も誕生しましたが、航空路だけではなく小豆島の観光路線、いわゆる神懸線も確保してもらうよう香川県にも申し入れるべきだと考えますが、いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中江議員のご質問にお答えします。

小豆島の観光の中心である名勝寒霞溪への公共のアクセスに関しましては、昨年12月から事実上の廃止状況でありましたことを受けて、観光客の周遊性の確保という観点から、寒霞溪へのアクセス再開に向けたデータ収集を目的として、4月24日から10月23日までの6カ月、国の緊急雇用対策事業を活用した寒霞溪乗り合いタクシーの試運転運行を行ったところです。また、この試験運行の期間中に紅葉の寒霞溪を訪れる観光客がピークを迎える10月23日以降のアクセスにつきまして観光サイドを中心に関係機関と協議を進めた結果、増発便の対応など含め、島内で唯一一般乗り合い旅客自動車運送事業免許を有し、かつ大型のバス車両を有する小豆島オリーブバスによる新たな路線の取得により運行が継続されたところです。

中江議員のご質問の趣旨は、紅雲亭線についてオフにかけてコミュニティーバスを早急に走らせるべきとのご指摘ですが、仮にオフシーズンにコミュニティーバスを運行いたしましてもこれまでの運行状況やさきの試験運行の結果、採算性は極めて低いと考えられます。路線バスは継続運行してこそその価値を発揮できるもので、極端な不採算路線を継続運行することはコミュニティーバスであっても困難であると考えており、今はオリーブバスによる路線バスの運行をいかにして維持、継続するかが最重要課題であると考えています。

このような中、今回のオリーブバスによる新たな路線取得につきましては、今後の継続

運行も見据えて町内の観光関連事業所を中心に協議を進めた結果でありますので、今後町も一緒になって同路線の維持を図ってまいりたいと考えていますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

○13番（中江 正君） 今町長のほうから答弁がありましたんですけど、いわゆるこの路線ではもうからないと、不採算性で利益が上がらないということだったんですけど、小豆島を訪れるお客さん、名勝寒霞溪、オリーブ園あるいは田浦、こういった地域での一番見どころのあるところへ来たいわけです。オフと申しまして小豆島バスが、観光バスが1日に1回しか出てないんです。そのオフ対策、寒霞溪へどうやって行くのか、どう宣伝されるのか、これがもう一つだと思うんです。やはりあの寒霞溪抜きにしては観光立町とは言えないと思うんです。その中で、審議委員会の中でこれからもオフ対策についてこうやっていくと、土日、祭日ぐらいは走らせるという方向をとらないと、せっかくの寒霞溪が台なしになってしまうということになると思うんです。生活路線は田浦のほうも走りますけど、生活路線の下流に住んでる、草壁地区ですね、その人らからの利便性も考えれば、何とかオフの間でも紅雲亭まで走らせるという定義も必要じゃないかなと思っております。そのあたり、今後の取り組みとしてオフ対策、どのように考えておられるのか質問いたしたいと思えます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） ただいま町長からの答弁もございましたように、非常に採算性が低いということでございます。そういった中で、私ども緊急雇用対策で実施いたしました寒霞溪乗り合いタクシーでございますが、上半期で最も閑散期と言われる6月中の状況を申し上げますと、全体で30日間の運行の中、乗客がゼロであった日が6日間ございます。それ以外に、1回の運行当たり乗車人員が1名以下の運行が17日間、ですから1名を超えた運行があったのは7日間でございます。その中で、一番多いのが20人程度でございますので、その間にコミュニティーバスというか大きな箱で人を運ぶのは非常に不効率であるというふうに考えております。ですから、こういった採算性の低いオフシーズンにつきましては、やはりタクシー等の利用をもう少しPRしていければどうかなと思っております。

ただ、今後において観光事業者ともこれまで同様に協議をしておりますので、オフシーズン対策につきましては今後とも関連事業者との協議を進めて、よりよい姿を模索してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

○13番（中江 正君） 今課長のほうから答弁がありましたんですけど、前向きに、やっぱり寒霞溪を大切にさせていただきたいと思います。これは皆さんの願いだと思うんです。何とかして、土曜とか日曜とか祭日とか、そのあたり走らせていただきたいなと思っております。課長の答弁でよろしいわけですけど、今後とも協議を重ねていてもらいたいと思ひまして。

これでもう質問を終わりたいと思います。

---

○議長（秋長正幸君） 2番谷康男議員。

○2番（谷 康男君） 私のほうから1点だけ質問させていただきます。

現在、小豆島町には4カ所の港があり、小豆島全体では7カ所の港があります。これは全国でも、こういう島に7カ所も港があるというのは非常に珍しい島だと思いますが、その中におきまして坂手港は水深、それから港の港湾施設におきましても他の港に引けをとらない良港であると私は思っております。

現在、関西汽船の努力により不定期航路として土日、年末年始、祝祭日にサンフラワー、阪神向けの航路ですが就航しております。小豆島沖を航行する阪神航路は全部で6航路あります。朝、それから夕方に坂手沖を2社ないし3社の航路が交錯しております。例えば、この中から1航路でも坂手に寄港していただけることはできないものか。地域の住民におきましても坂手の復興に向けさまざまな取り組みを行おうと計画はしておりますが、行政、それから地域住民、船会社、それから旅行代理店等が坂手港の復興に向け話し合える場を持ってないか。町長の言われます瀬戸内海の復権というテーマですが、このテーマの中に坂手港の復権も入っているのか、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員のご質問にお答えします。

かつての阪神航路は小豆島と京阪神を結ぶ大動脈であり、また小豆島の島民にとって都会に出るために欠かせない足でしたが、車中心の社会になってしまい、阪神航路はすっかり力を失ってしまっております。

本年は瀬戸内国際芸術祭の開催に合わせて関西汽船の努力により大幅に増便されましたが、かつてのにぎわいには到底及ばない状況となっております。一方、かつての坂手港は小豆島の表玄関として大いににぎわいを見せていましたが、残念ながら今はその活力が失われております。



このような中、小豆島沖を航行する阪神航路の中から1航路でも坂手港に寄港できないかとの谷議員のご意見ですが、私も小豆島随一の良港である坂手港に、より多くの船が寄港し、かつてのにぎわいを取り戻したいと考えております。

町長就任以来、関西汽船など航路事業所の幹部の方と何度かお話をしております。昨日も神戸に参りまして、関西汽船の黒石社長とかと坂手港の活性化の話を意見交換をしてみましたし、小豆島沖を航行してる航路事業者の1つの社の幹部の方に先日お会いいたしました。坂手港への寄港について前向きに検討を進めておられると理解をしております。ぜひそのことが実現することを期待をしているところであります。

今後とも関西汽船を初め小豆島沖を航行している航路事業者に対しまして、坂手港への新たな寄港を働きかけていきたいと考えております。

来年は別府航路就航100周年を迎えます。現在、航路事業者によりまして記念イベントを企画中と伺っておりますので、詳細な企画案がまとまり次第、関係自治体とも連携して記念イベントを盛り上げたいと思っております。また、日本丸なども坂手の地に来年3月に再び停泊をしてくれると聞いておりまして、坂手港の活性化に向けて、谷議員ともども頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

○議長（秋長正幸君） 2番谷議員。

○2番（谷 康男君） ありがとうございます。

それで、過去に何度かそういうふうな、航路を寄港していただいたり新しい航路を開設していただいたりやってきたんですが、やはり海運業者等の思惑、それと地元の思惑、いろいろと、こんなはずじゃなかったということが今後あってはなりませんので、やっぱりそういう航路なり何なりについて住民ができること、行政ができること、船会社ができること、そういったところでいろいろなすり合わせをする場を持っていただければありがたいなど、そのように考えております。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員が言われました住民の方々と事業者、行政との話し合いができれば、またできるよう努力したいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩いたします。再開午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（秋長正幸君） 再開します。

○議長（秋長正幸君） 4番柴田初子議員。

○4番（柴田初子君） 私は廃家電不法投棄防止についてお聞きしたいと思います。

不法投棄がされる廃家電が依然として後を絶たない状況が続いています。不法投棄は水質汚濁や土壌汚染などを引き起こし、原状回復には莫大な費用が必要とされる環境政策の大きな課題とされています。このことは豊島の産廃問題でも証明されているとおりです。

環境省の発表によると2009年度の廃家電の不法投棄の状況は、家電リサイクル法で製造メーカーにリサイクルが義務づけられている4品目は年間約2,000万台が廃棄されています。ですが、実際にメーカーに戻されているのが約1,880万台、残り120万台は把握が困難となっています。この把握の困難の一部分が不法投棄となっているようです。この不法投棄台数は法施行後2003年をピークに、その後は減少を続けていましたが、6年ぶりに増加していることがわかっています。この増加分の多くをテレビが占めている状況です。来年の地上デジタル放送への移行によるものと見られています。

小豆島町においても家電を含む廃棄物の不法投棄が減ってきているように見えるんですが、交通量の少ない地域にまたふえるのではないかと懸念があります。地域の方にこの廃家電の処分をどうしてるのかとお聞きしますと、そのまま家に置いている人、電化製品を購入時に業者にリサイクルをお願いしている人が多いことがわかりました。

郵便局での家電リサイクル券、これは料金郵便振替方式という方法があることを担当の方にお伺いしましたが、この方法があることを知っている人は少ないっていうか、ほとんどありませんでした。廃家電のリサイクル方法をだれにでもわかりやすく丁寧に広報とか防災行政無線等を通じて広く周知して、気軽に相談できる窓口を設けることが不法投棄防止につながり、また不法投棄を見つけたときには即連絡することもできるのではないかと考えています。小豆島の自然、景観を守るという観点から、不法投棄の問題に今後どう取り組んでいくのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員のご質問にお答えします。

テレビ放送は2011年7月24日地上デジタル放送に完全移行するため、従来のアナログ放送用テレビはそのままでは使用できなくなります。テレビを買いかえる際に小売店でアナログ放送用テレビを処分すれば問題はないわけですが、処分費を節約するために山間部とか沿岸部にテレビが不法投棄されることが懸念されております。

過去に橘峠を中心に多量のテレビ、冷蔵庫、洗濯機が不法投棄されたために、平成21年度に緊急雇用事業を利用して不法投棄の実態調査を行いました。その調査では、町内に

64カ所の不法投棄現場があり、うち22カ所でテレビなど特定家電4品目の不法投棄が確認されております。不法投棄現場のほとんどが交通量が少ない人気のない山間部ですので、罰則を書いた啓発用の看板を設置しておりますが、不法投棄を防止する決定的な対策にはなっておりません。

町では平成21年8月の広報紙、本年3月に各家庭に配布した「ごみの分け方・出し方」で特定家電の処理方法について記載しておりますが、何分日々出てくる廃棄物でないため、その処理方法はまだまだ浸透していないものと思います。環境衛生課所有の公用車に「不法投棄監視パトロール車」のステッカーを張って走行したり、看板による啓発を引き続き実施していくとともに、議員からご提案がございました特定家電の廃棄方法についてイラストを使っただれにでもわかりやすい記事をできるだけ早い時期に広報紙に掲載するなど、住民の皆様にご理解いただけるよう努めたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 4番柴田議員。

○4番（柴田初子君） リサイクルをですね、町のほうへお願いすると、これ郵便局の分はすごく難しく、ちょっと私も行って見たんですが、郵便、もしリサイクルをするとすると、業者の人に渡すと早いですけども、このリサイクル券を使うとなるとすごく難しく、ほとんどの人がわかりにくいんじゃないかと思うんです。それで、町のほうへお電話をしてリサイクルのほうにつないでいただくと、その方に来ていただいてそこでいろいろリサイクルの料金とかそういうなんがわかるんをしてもらえれるっていうか、そこで処分をするっていうか、一緒に料金も払って持って帰ってもらうとか、そういうような簡単にできるようなのはできないのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（平井俊秀君） リサイクル券発行でその後の手続ということが非常にややこしいなというご質問なんですが、この春以降でも住民の方が何人か私ほうの課に参りまして、リサイクル券購入のケースの廃棄処分というのを手続がございました。

リサイクル券購入につきましては、この4品目の廃家電の方法につきましては二通りございまして、今議員さんのお話にもありましたが、1つは購入された販売店、そういうところで引き取ってもらうという方法と、郵便局を利用する方法がございまして。テレビ等を購入した店が現地いうか近くにあつてということになればそのほうが非常に便利かなあと思うんですが、そうでない、例えば大阪とか島外でお住まいの方が小豆島へ帰ってこられて引っ越しをされて、買った店へまた持って行くのは非常に難しいという場合に、こういうリサイクル券購入をしていただいでる廃棄処分ができるという方法がございまして。

このリサイクル券購入方法ですが、郵便局でリサイクル券を購入していただいて、私ほうの課へ来ていただきまして、それで収集運搬の費用、つまりその廃棄したいおうちから、高松のほうにございます指定取引場所というのがございます、そこまで持っていく間の集めて運搬する、この費用を負担していただくということになります。ですから、郵便局でリサイクル券購入と運搬費用、2本の方法で処理ができるという方法となっております。

したがって、どうしたらいいのかなあとということでご相談が住民の方からございました場合、まずは郵便局でリサイクル券を買ってくださいと、それでその足で私のほうの課へ来ていただいて運搬費を払ってください、あとは業者の方が引き取りに来ますからと、そういうふうに説明をさせていただいております。もうちょっとその辺、先ほど町長の答弁にもございましたように、広報紙等で近々その辺をできるだけわかりやすい方法で住民の方に周知する方法をとりたいと思っておりますので、またそれをごらんになっていただいたらありがたいなと思います。以上です。

---

○議長（秋長正幸君） 7番新名教男議員。

○7番（新名教男君） 私は2点について質問いたします。

まず第1は、まちづくりの根本を人づくりと考える施策を推し進めるべきだと思うがどうか。2つ目は、小豆島と香川大学のコラボレーションによる取り組みがあると聞いているが、具体的にはどういうことなのか、この2つについて質問します。

ここは町会なんですから国政のことを言うのは余り好きじゃないんですが、最近の国の政治を見ておきますと、鳩山さんのトラスト・ミーから始まりまして、普天間基地の少なくとも県外移転の大失敗、それから次期衆議院には不出馬と言いながらの明言の取り消し、尖閣問題の不手際、北方領土返還の立ちおくれ、いろいろありますけれども、とどのつまりは12月12日、菅首相の発言です。就任して今までは仮免許だった、もうこらえてくれと、仮免許で道路走ってくれるなど、国民が迷惑するでと言いたいんですが、今の民主党の政治をちょっと見ておきましたら、腕の大工さんが家建てようるもので、よう似とりますな。基礎工事はしっかりせんもんやから家は傾くわ戸は閉まらんわで、そういう状態です。腕のいい大工が官僚の中にいっぱいおるんですが、脱官僚、脱官僚というて仕分けまでやりようりますんで、大工さんの使い用がない。脱官僚のお題目ばかりで。少なくとも腕のいい大工にちょっと助けてもろうたら、せめて傾かん家ぐらいはできるような感じがするんですが。少し横へそれておりますが、私の質問に戻ります。

まず1つ、今新聞、テレビ等で報道されておりますが、日本の政治がおかしい、先ほど申しましたとおりです。日本人がおかしい。これは戦後、平等、平等とうたい上げて、してもらうことになれ過ぎた日本の戦後の教育の負の遺産のツケが戻ってきてる、私はそんなふうに考えております。小豆島の教育も少々似たところがございます。しかし、幸せか不幸かわかりませんが、小豆島は島国日本の中のまだ島国でございますんで、幸か不幸か、貧乏でも我慢して日本の文化、伝統を守ってきた町民が数多く小豆島には残っております。何十年か先の日本の縮図みたいな小豆島ですけれども、今こそ建国の基礎である、まちづくりの基礎でもあります、教育によるまちづくりの施策を推し進めるべきだと思っております。

まず第1に、住民に住民自身のよさに気づかせ、動き出そうとする意欲づくりの施策はどうであるかと。

2つ目は、潜在的に小豆島町はすぐれておる社会教育を持っております。その社会教育と学校教育との一元化によるまちづくりを推し進めてはどうか。

2つ目は、県下唯一の国立大学である香川大学が、香川県にあります、地域に根差した大学を香川大学が目指しておるようでございます。小豆島と香川大学のコラボレーションにより地域の活性化を目指している取り組みがあると聞いておりますので、町長の意見をお聞きしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 新名議員のご質問にお答えをいたします。

私も町長に就任以来、小豆島を何とか元気にしたいということで取り組んでおりました、まず最初に医療とか福祉で元気にするとか、あるいは地場産業を元気にするというようなことを考えていたわけですが、最近は新名議員が言われたように、教育というか人づくりで島を元気にすることが一番大事だと思い始めておりました、ご提案があった町民が住民自身、町のよさに気づいて動き出そうとする意欲づくりをするような施策を進めるべきだということとか、潜在的にすぐれた社会教育と学校教育の一元化によるまちおこしという2つのご提案については全く賛成でございます。

1点目の、住民自身が自分たちのよさに気づいているんな取り組みをするということについては、ことしの7月に協働のまちづくり支援事業というのを予算で認めてもらいましたけれども、これについては既に10団体がこの事業を活用して、思い思いの地域づくりをしていただいております。蛍の里であるとか、バスガイドさんのOBが瀬戸内国際芸術祭でボランティアガイドをしていただいたとか、城山の景観を守る問題であるとか、さまざま

まな問題に取り組んでいただいております。このように文化、芸術、地域づくりという点でいろんな動きがあるんですけれども、それだけじゃなくて、新名議員が言われてる体育の部門でも、この間池中が3連覇したり、小豆島高校の女子陸上部が香川県大会へ行って優勝し全国大会に出場するとか、さまざまなスポーツ分野でもいいものがあります。よく考えればオリーブマラソンも、この間の小豆島駅伝も、大変な財産だと思っております。さまざまな分野でまちづくり、住民が主体となったまちづくりを大きくしてほしいと思っております。

それから、社会教育と学校教育の一元化もまさにそのとおりだと思います。かつては学校教育が主で、それに関する、どういう形で社会教育が、付随的にあったんだと思いますけれども、最近のように、都会と地方ではちょっと違うんですけれども、地方を例にとると、学校がないような地域が出始めてることとか、あるいは高齢者がすごく増大してるとか、学校教育ではカバーできない分野が物すごく大きくなってまして、今現在は社会教育、生涯学習とか、生涯教育という言葉に置きかえたほうがいいのかもしれませんが、社会教育とか生涯教育という大きな輪があって、その中に学校教育が位置づけられる、学校教育というコアが真ん中にあるんですけれども、それを覆い包むように社会教育とか生涯学習があるというような理解で教育を進めたほうがいいのではないかと考えてます。それが議員が言われた教育によるまちづくり、社会教育と学校教育の一元化によるまちおこしということだと思います。

具体的な例で言うと、例えば学校がなくなった三都半島のような地域では公民館が学校の役割を果たすことが求められと言えるのではないかと考えてまして、かつての公民館じゃなくて新しい時代の公民館の役割というようなものがあるような気がします。公民館が学校教育の一部もするし、あるいは場合によっては福祉の分野を担うといった発想が必要なのではないかと考えております。新名議員の意見に全く賛成、そのような姿勢で町政に取り組んでいきたいと思っております。

2点目の小豆島と香川大学とのコラボによる地域の活性化、これもまさにそのとおりだと思っております。香川大学は香川県で唯一の最高学府としてある大学でして、香川大学自身も香川県のために頑張っていただきたいと思っておりますし、私達も香川大学のノウハウや力を最大限に生かすことが必要だと思っております。

とりわけ、小豆島は離島で3万人ぐらいの人口とかで独立してまして、少子・高齢化とかさまざまな問題の全国の課題を先取りしているような地域でありまして、大学が研究とか実証研究、調査研究をするにはまさにぴったしの場と思っております。香川大学と小豆

島で全面的にコラボをしたいと思ってます。

10月6日に香川大学の一井学長にお会いしてそのような私の考えをお話したところ、全面的に賛同していただきました。その後、教育学部長にお話に行ったんです。これは新名議員もご一緒に行っていただきましたが、例えば、香川大学の教育学部の教育実習での、二十四の瞳という、教育のいわば原点とも言える小豆島で、小豆島全体をキャンパスとして香川大学の教育学部の教育実習をやってほしいというようなことをお話をしております、すぐにできる話ではないんですけども、香川大学のほうでも小豆島での研修を希望する先生についてはそのようにしたいといった意向を伺っております。

それから、農学部はオリーブとか食品産業の面で、発酵食品研究所とか農業試験場で香川大学の力を既にかりてるんですけども、今後ともさらに香川大学の力をかりたいと思ってまして、たしか来年の2月だったと思いますが、早川農学部長に来ていただいて講演をしていただくことになっております。

そのほか、医学部はもう内海病院の活性化がありますので、当然小豆島にとっては最も最大のパートナーと思ってまして、今後とも香川大学との関係については密接な関係を維持したいと思っております。

いずれにしても小豆島と香川大学のコラボによる地域活性化ということに全力で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

○7番（新名教男君） 去年の、いやことしかな、12月の初旬だったか、企画財政課から出とる小豆島町過疎地域自立促進計画、ここのところの教育というのは57ページから載ってんですが、これを、前町長のときのを見ると、教育の振興というところ、それから生涯教育というところを読ませていただいたんですが、どなたがつくったか知らんけど、非常によくできておる、きょうの一般質問と同じように粛々と進み過ぎとるぐらい進んどる。

そこで、国と県というのは、残念ながら今町長が答弁されました生涯教育と学校教育というのは、この位置づけが違います。ここに載っておる自立促進計画に、私はこれに賛成なんです、そこでは、国と県というのは義務教育があって社会教育がある、こういう二本立てになってる。この促進計画では、私が考えるところでは、私が思っているように、教育というのはゼロ歳から高齢者までいきます、100歳までとして、ゼロ歳から100歳と仮定しますと、そこは生涯教育という範疇で僕はくるべきだと思います。その中に学校教育があり、幼児教育ももちろん含まれますが、そういう学校教育があって、それから後半が、今では生涯教育と言う、社会教育と言われております。

しかし、もし1つにくくるとすれば、生涯の教育でくくと。その中にゼロ歳から高校、大学までの学校教育があり、それから後の社会教育であると。その2つの、どういふふうに、うちの課も今学校教育課と社会教育課に分かれとると思います。残念ながら、学校教育は学校、社会教育は社会教育で今推し進めております。これは文科省と香川県、あとうちの町の今の状態は同じです。しかし、うちは10年先には池田が1つのうなる、五、六千減る、25年先には土庄か小豆島町が1つなくなると。ということは、人口が1万6,000と、3万2,000ありますと半分になる。これが少子化の分でいくと大体これで間違いないと、町長さんが出されたあれにも全部載っとります。

そうすると、25年先、今は香川県下の中でも高齢化が進んでおる中で、全国の中で香川県は進んでおりますが、その中のまだ進んでるのが小豆島。ということは、悪いけれども25年先の日本の国の縮図が今の小豆島にある。そうすると、帯状疱疹じゃありませんが、実験してようなるか悪うなるか、日本の将来、25年先の日本の縮図を、今から5年、10年、15年、20年かけて実験ができる。実験言うたら住民の方に怒られますが、そのモデル地域になる可能性が小豆島もうぴったりなん。先ほど言いましたように島国の中の島国ですから。

そこで、今おっしゃった分でもう一度質問しますが、来年度からでも結構ですが、国、それから県とは少しやり方が違いますが、生涯教育という言葉の中に学校教育と社会教育を分けていく、そういう発想は、国、県に逆らうことになりませんが、そういう方向はどうでしょうか。

それと、先ほど言いました社会教育ですが、公民館活動というのは、先ほど申しましたように、小豆島町は非常に社会教育進んでおりました。学校教育はそれなりに。そうすると、そこで拠点となるのは、学校教育は学校ですけれども、保育所、幼稚園も含めますが、学校ですけれども、社会教育の拠点はあくまでもやっぱり自治です。自治とすると、拠点はどこに持っていくかという、公民館しかない。ところが、小豆島町の社会教育が進んでいったときには役場の職員が公民館に出向しておる、若い方が。そして、そこで住民との話し合いの中でいろんなことを、情報を収集して、それを上に上げると同時に、その社会教育主事が役場へ帰って行って課長になったときには住民の意向はよく酌んでると、そういうつながりができとったんです、公民活動という中の。それが前町長の、いつからかわかりませんが、そういう主事を引き揚げた。それと、公民館の主事さんと、それから用務員さんは全部臨時にしたと。そのおかげか、それだけとは限りませんが、そのために地域と行政とのつながりが非常に希薄になってきたような私は考え方



持つとんですが、これは反論があったらどうぞ反論をしてください。

ぜひ、公民館の活動をもう一度返すと。そうすれば、今うちの住民の方々のそれぞれ能力を有する、60を過ぎた方も、若い方もおりますが、そういう、暇でと言うたら悪いですけども、退職されて能力を持った方というのは非常に多いんです。それをどう、使うと言葉はありますが、それをボランティアとして活動をしながら、社会教育と学校教育の一体化で子供たちからお年寄りまで、これは福祉にもつながっていくと思いますが、そういう発想でまちづくりをやっていけば、小豆島町というところは非常に進歩を、目に見える進歩が5年、7年、12年という短いスパンで影響力が出てくる可能性を含めた私は町やと思っとなです。今申し上げました分について、町長でもよろしいし学校教育課でもよろしい、社会教育課でもよろしいですが、意見があったらお聞かせいただきたい。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私は新名議員の意見に全く賛成です。最初の答弁で申し上げましたように、生涯学習と学校教育の関係は、学校教育があくまで子供にとってコアですけども、生涯学習というのがその外側にあって、より大きな概念として存在してて、生涯学習の中に学校教育が位置づけられるという理解でこれからの教育行政は進めたいと思っています。

とりわけ、何度も言いますが、過疎化が進む中で、学校がすべてのことを担うことは非常に難しくなってますので、地域のいろんな拠点が元気になって、地域のとりでになることが必要だと思います。その一つが公民館であることは間違いないと思っています。

それから、社会教育の活動拠点の中心が公民館であることも間違いないと思ってまして、公民館をもう一度元気にすることは大事だと思います。ただ、公民館だけが地域活動の拠点ではもはやない時代ぐらいに地域活動は多様化するのではないかと考えてますが、公民館が中心的な役割を果たすことは間違いないと思っています。その場に役場のOBとか団塊の世代とかいろんな民間の人に活動に加わっていただきたいと思っています。そういう観点から、少し時間はかかりますが、教育行政については大胆に見直しをしたいと思っています。

○議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

○7番（新名教男君） 今の町長の答弁、もう感動をしております。国、県の行く道と違う、国をリードする新しいやり方でやっていこうという、すばらしいことだと思います。ぜひやっていただきたい。それには協力を惜しまないつもりでございます。

ただ、公民館が社会教育すべてじゃない、これはわかります。ただし、今まで、先ほど質問した中に、社協のほうも答えてくれなかったんですけども、公民館の主事を引き揚げて臨時の職員にしたために、私うちの社会教育は下がったと、その分については答えがなかったんですが、職員を派遣する意向については、今臨時職員ばかりがやっとなです。そうすると、私、前は馬木いうて苗羽に住んどったわけですけども、私がおった時期の公民館と、もうそれから10年もたつとりますが、公民館の中の掃除から違います。ということ、それだけ自分の職場さえきれいにできんようなシチュエーションに置かれたその職員がおるということ。それは、少なくとも2年、1年そこらでやめないかん。そこでずうっと腰を据えてやるというような状況ができてない、そういう状態が続いてる。そのことについて、我々もそうです、役場の職員さんも我々議員も学校の教員も、何でもかんでも安うせえ安うせえ言うて、福祉じゃ福祉じゃ言うて、安うせえ安うせえ言うて言うもんじゃから、みんな意欲、雇用じゃ雇用じゃ言うて菅さん言ようになりますけど、雇用なんかふようらん。やる気ものうなってくる。何でかって、給料下げるばあするから、やる気も、皆さん方もそうやと思うんだけど、ボーナスも10万円も減ったいう、係長じゃ七、八万円減った言ようになりますからね。わしらも4万円ぐらい減つとりましたわ、ボーナスが。

そういう状態で、何でもかんでもそういうように状態にしとる。その例がうちの公民館です。そのことについて、職員の派遣を考える余地があるのか。それから、公民館の用務員さん等の、臨時採用でなくってやっぱり拠点としてのそういう方向づけの可能性はあるのかどうか。やります言うのはもう聞きませんから、やります言うても無理だろうと思いますが、可能性を秘めたことであるかどうかをお聞きしたい。以上です。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（中桐久志君） 職員の配置のことですので私のほうから答えさせていただきますけれども、新名議員さんが言われることもっともかと思えます。ただ、言われますように、旧の内海地区が取り組んできたような取り組みがやればいいんですけども、今の職員の絶対数からいいますと、なかなか、旧の内海地区の公民館に配置したような格好で正規の職員を配置するのは、今の職員数では無理ではないかというふうには思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第60号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第4、議案第60号に対する決算特別委員会審査報告につ

いてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

○決算特別委員長（藤本傳夫君） 平成22年12月15日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。決算特別委員会委員長藤本傳夫。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月17日に付託された平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 委員会開催年月日。平成22年10月25日、平成22年10月26日、平成22年10月28日。

2. 審査の経過。理事者の出席を求め、平成21年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3. 件名及び審査の結果。議案第60号平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見。未収金対策。未収金対策については、各課の取り組み及び収納対策室を中心とした連絡会の開催によりその成果があらわれてきているが、税及び行政サービスへの負担に対する不公平感は行政の大きな障害となるものである。ゆえに、今後ともより一層の研究と取り組みを進められたい。

○議長（秋長正幸君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

決算特別委員会審査報告による議案第60号平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定に対し、平成21年度一般会計、水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計の各決算は認定することはできないもので反対します。

その理由として、一般会計決算は、子育て支援対策として妊婦健診の無料回数がふえたことなどは住民の切実な願いに沿うもので歓迎しますが、乳幼児医療費の拡充、病児後保育などの子育て支援、母子、老人、障害者福祉は制度などの欠陥によって活用がされにく

い状況で、町独自策を講じず、住民の願いに沿うものではありません。

農林漁業、食の安全対策は、消費者と協働した地域農政の実態に即した対策が大変不十分です。さらに、住民の理解、納得が得られない個人給付や特定団体の補助、隣保館等の同和事業、内海ダム再開発、その関連条件事業のダム公園建設などがあり、また町の指定袋による有料化で住民負担がふえたこと、町が指定袋の有料化でごみの減量化を打ち出したはずであります。排出量は減少されておらず、根本的な対策に結びついていないのが実態ではないですか。住民の暮らし、医療、福祉などを犠牲にした上で無駄な公共事業を進めることは許されるものではありません。

水道事業特別会計決算は、一般会計からも繰り入れて進める内海ダム再開発費が含まれており、前年度より増額、本来の水道事業収益にマイナス影響を与えるものと考えます。

介護保険事業特別会計決算は、平成21年度から介護認定方法等の見直しがあり、判定が現認定より軽度になる傾向が出ることによって受けたい介護サービスが受けられないなど、また介護保険料の見直しで保険料の値上げがあるなど、介護保険の負担増あって介護サービスの低下が明らかになっています。

後期高齢者医療保険事業特別会計については、お金のあるなしで医療が差別されることはあってはならず、病院の診察でつらい思いをして帰ったというお年寄りの悲痛な声に胸の痛む思いがします。わずかな年金からいや応なく保険料を天引きし、受けたいときに医療が受けられないこの医療保険事業は早急に廃止する必要があります。減らされ続けた国庫負担をもとに戻して高齢者の負担を軽減し、年齢や所得による差別のない医療制度にするべきです。以上の観点から反対討論といたします。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10番渡辺議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は賛成の立場から討論いたします。

乳幼児医療制度の拡充を含む福祉制度については多方面からの検討も進められておりますが、現時点での執行については適切に行われているものと考えます。

また、同和行政の目的は、言うまでもなく部落差別の解消を図り、偏見と差別のない明るい民主社会の実現を目指すものであり、人権が大切にされる社会を築いていくことは行政の大きな使命でありますので、今後も同和問題の解消を柱とするあらゆる人権問題の解決を目指し、積極的な取り組みが必要であると考えます。

また、介護保険事業特別会計については、介護保険利用者の増加や介護報酬の改定に伴い給付サービス費は上昇していますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰り入れ

により保険料が急激な上昇とならないように改良をなされております。

また、地域支援事業では、介護予防施策など地域での支え合いの中、安心して生き生きと暮らすための取り組みを行っており、適正な執行がされています。

内海ダム再開発事業は、治水・利水上極めて重要であり、町民の安全確保や不安解消のためにも何としても事業の早期完成が必要であると考えます。

これらのことから、適正に事業が行われ、妥当な会計処理を行っておりますので、平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定について、私は賛成いたします。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第60号平成21年度小豆島町歳入歳出決算認定については委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定されました。

~~~~~

日程第5 議案第70号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（秋長正幸君） 次、日程第5、議案第70号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第70号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、日向育子氏が平成22年12月31日をもって任期満了となります。このため、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき新たな委員の選考を行いました結果、長年にわたって町議会議員を務められ、退任後も北地地区自治会の総代を務めるなど、人格識見高く、人権擁護に深い理解を有しておられます本町池田の井上喜代文氏を人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第70号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第71号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第71号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第71号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員のうち、熊坂泰忠氏が平成23年3月31日をもって任期満了となりますが、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人格識見高く人権擁護に深い理解を有しておられます同氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げますとともに、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第71号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 7 議案第 7 2 号 小豆島町産業会館の指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 7 5 号 小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 7 6 号 小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 7 7 号 小豆島ふるさと村の指定管理者の指定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第72号小豆島町産業会館の指定管理者の指定についてから日程第12、議案第77号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についてまでは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第72号小豆島産業会館の指定管理者の指定について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島産業会館につきましては、財団法人小豆島産業科学研究所を指定管理者を指定し管理運営を行ってまいりましたが、平成23年3月31日をもって指定期間が満了となります。

本案は、去る11月25日に開催した小豆島産業会館指定管理者選定審議会における審議結果を踏まえ、引き続き財団法人小豆島産業科学研究所を指定管理者に指定し、小豆島産業会館の管理運営を行わせるべく地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第73号から議案第77号につきましても同様に、平成23年3月31日をもって指定期間が満了となる各施設の指定管理者の指定について、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当課長から順次説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第7、議案第72号小豆島産業会館の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中桐久志君） 議案第72号小豆島産業会館の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

ただいま町長のほうから説明がありましたように、公の施設であります小豆島産業会館の指定管理者の指定につきまして、引き続き財団法人小豆島産業科学研究所を指定するこ

とについて議会の議決を求めるものでございます。

小豆島産業会館につきましては、同財団が所有する土地に昭和58年8月、食品製造業の雇用管理の近代化を図るため、食品製造業に従事する就労者に対する共同福祉施設として雇用促進事業団が整備をしたものでございます。整備後の平成12年2月には施設の所有権が雇用促進事業団から雇用・能力開発機構に変更となり、平成15年3月には旧内海町が譲渡を受けております。譲渡を受けた後も従来どおり小豆島調理食品工業協同組合などが利用してきた施設でございますけれども、譲渡後5年間は町有の施設として管理することが義務づけられたこともありまして、5年の管理義務期間の終了後に同財団に無償譲渡することを前提に、平成18年4月から同財団を指定管理者に指定をして現在に至っております。

その間、同財団に譲渡をするという方向で協議を行ってまいりましたけれども、町が譲渡を受けてから5年後の平成20年には公益法人の制度改革が進められておりましたこともありまして、またあわせて組織の改編などが検討されておりましたので、その時点ですぐに財団に移転ができないというふうに判断をいたしまして、議会の議決を経て指定管理期間を3年延長いたしまして、平成23年3月末日としておりました。

こうした経緯を踏まえまして、無償譲渡を含め今後の産業会館のあり方について同財団と話し合いを行ったところ、公益法人の制度改革の期限までには譲渡を受けるというふうな回答を得ましたので、この制度改革の期限とされております平成25年11月30日を期限として、同財団を指定管理者に指定することにしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、このことにつきましては町長のほうからもお話がありましたけれども、さきの11月25日に開催されました小豆島産業会館指定管理者審議会においてご審議をいただいております。これまでの経緯からしても同財団を指定管理者とするようご承認をいただいております。以上、まことに簡単ですけれども提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。



これから採決します。

議案第72号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第73号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） 議案第73号小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

公の施設について指定管理者を指定することについては、地方自治法第244条の2第3項で条例の定めるところにより施設の管理を行わせることができるとあり、また第6項の規定により議決を経なければならないとされております。

平成18年4月1日から5年間の指定期間で内海町漁業協同組合が指定管理者として指定され、平成23年3月31日に指定期間が満了することに伴い、小豆島町うちのみ漁師村条例第4条第2項及び第3項の規定により新たに指定管理者を指定するものであります。

小豆島町うちのみ漁師村は、水産物を中心とした地域の特産物を販売することにより農林水産業の活性化と就労の場の拡大を図ることを目的に、平成7年度に農林水産省の国庫補助をいただき建設されております。平成8年4月1日から内海町漁業協同組合が施設管理を委託され、これまで15年間内海町漁業組合が管理を行っております。

さきの小豆島町うちのみ漁師村指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者の指定について内海町漁業協同組合が管理運営を引き続き希望していることや、また施設の名称、目的から、内海町漁業協同組合を指定管理者として指定することについての承認をいただいているところでございます。今回、内海町漁業協同組合を小豆島町うちのみ漁師村の指定管理者として引き続き指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称は小豆島町うちのみ漁師村、指定管理者として内海町漁業協同組合、指定の期間は平成23年4月1日から平成28年3月31日とするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第73号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第74号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 上程議案集の9ページをお願いいたします。

議案第74号小豆島オリーブ公園の指定管理者の指定についてでございます。

公の施設につきまして指定管理者を指定することについては地方自治法第244条の2第3項で条例の定めるところにより施設の管理を行わせることができるとあり、また第6項の規定により議決を経なければならないとされております。

今回、平成18年度からの指定期間の5年が今年度末で満了となりますことから、小豆島オリーブ公園条例第3条第2項及び第3項の規定により新たに指定管理者を指定しようとするものでございます。

さきの11月25日に開催されました小豆島町観光施設等指定管理者選定審議会におきまして、公の施設の指定管理者の指定につきまして、小豆島オリーブ公園の指定に関し承認をいただいたところでございます。

なお、これまでの経緯や職員の雇用、開園当初から施設の管理運営を委託され、また実績や経験、施設全体を一体的に管理運営を行う必要がありますことなどから非公募とし、現在の財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

また、香川県のオリーブ公園部分につきましても、これまで同様に非公募で当財団を指定する予定であると伺っております。議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして小豆島オリーブ公園、指定管理者として財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆島町西村甲1941番地1、指定の期間としまして平成23年4月1日から平成28年3月31日とするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第75号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 上程議案集11ページをお願いいたします。

議案第75号小豆島町健康生きがい中核施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法の第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。

サン・オリーブにつきましては、平成14年6月7日にオープンし、この4月に香川県から譲与されましたが、他の指定管理状況も勘案しまして、指定管理期間を1年としました経緯がございます。

小豆島町健康いきがい中核施設条例第3条第2項及び第3項の規定により、財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者に指定し、サン・オリーブの管理及び運営を行わせようとするものでございます。

さきの指定管理者選定審議会におきまして公の施設の指定管理者の指定について、サン・オリーブの指定に関し承認をいただいたところであります。

なお、審議会におきましてサン・オリーブの活用につきまして、今後十分検討、協議をする旨のご意見をいただいております。

小豆島オリーブ公園と同様に施設全体と一体的に管理運営を行う必要がありますことから非公募として、現在の財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして小豆島町健康生きが中

核施設サン・オリーブ、指定管理者として財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆島町西村甲1941番地1、指定の期間として平成23年4月1日から平成28年3月31日とするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第76号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についての内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 上程議案集13ページをお願いいたします。

議案第76号小豆島オートビレッジYOSHIDAの指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。

小豆島オートビレッジYOSHIDAにつきましては、平成11年4月1日にオープンいたしておりますが、小豆島オリーブ公園と同様に、平成18年度からの指定期間の5年が今年度末で満了となりますことから、小豆島オートビレッジYOSHIDA条例第3条第2項及び第3項の規定により財団法人小豆島オリーブ公園を指定管理者に指定し、小豆島オートビレッジYOSHIDAの管理運営を行わせようとするものでございます。

さきの指定管理者選定審議会におきまして、小豆島オートビレッジYOSHIDAにつきましても公の施設の指定管理者の指定について承認をいただいたところでございます。

なお、これまでと同様に一体的に管理運営を行います必要がありますことから非公募とし、現在の財団法人を引き続き指定管理者にしようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして小豆島オートビレッジ YOSHIDA、指定管理者として財団法人小豆島オリーブ公園、住所が小豆島町西村甲1941番地1、指定の期間としまして平成23年4月1日から平成28年3月31日までとするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第76号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第77号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についての内容説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 上程議案集の15ページをお願いいたします。

議案第77号小豆島ふるさと村の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設について議決を求めるものでございます。

小豆島ふるさと村につきましては、平成4年5月に開村をしておりますが、小豆島オリーブ公園、小豆島オートビレッジYOSHIDAと同様に、平成18年度から指定期間の5年が今年度末で満了となりますことから、小豆島ふるさと村条例第3条第2項及び第3項の規定により、財団法人小豆島ふるさと村公社を指定管理者に指定し、小豆島ふるさと村の管理及び運営を行わせようとするものでございます。

さきの指定管理者選定審議会におきましても、小豆島ふるさと村につきまして公の施設の指定管理者の指定についてご承認をいただいたところでございます。

なお、これまでの施設と同様に一体的に管理運営を行います必要があることから非公募とし、現在の財団法人を引き続き指定管理者に指定しようとするものでございます。

議決を求めます項目につきましては、公の施設の名称としまして小豆島ふるさと村、指定管理者として財団法人小豆島ふるさと村公社、住所が小豆島町室生2804番地1、指定の期間として平成23年4月1日から平成28年3月31日とするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第77号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第78号 瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第78号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第78号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、昨年の12月定例会の議決を経て、本年1月14日に高松市と締結しております瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定のうち、第3条に掲げる小豆島町と高松市が連携して取り組む具体的事項について内容の一部変更及び追加が必要となりましたので、小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 議案第78号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協

定の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の17ページをお開き願います。

瀬戸・高松広域定住自立圏につきましては、昨年3月定例会におきまして小豆島町定住自立圏形成協定の議決に関する条例を設置し、次いで昨年12月には協定の締結についてのご可決を賜り、これに基づきまして各種事業の推進を図っているところでございます。

今回の上程議案につきましては、現在の協定に新たに追加する事業等が生じたことから、小豆島町と高松市の間において締結いたしました瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更しようとするものでございます。

変更の内容につきましては、上程議案集の20ページの新旧対照表によりご説明を申し上げます。

20ページをお開き願います。

初めに、新旧対照表に甲及び乙という表記が出てまいりますが、甲を高松市とし乙を小豆島町に読みかえた形でご理解いただきますようお願い申し上げます。

まず、第3条第1号生活機能の強化の、ア、医療につきましては、このページから21ページにかけて各項目の見出し表示の修正を行いますとともに、高松市の施設名称の変更に伴いまして、Cの「高松市国民健康保険香川病院」を（C）の「高松市民病院附属香川診療所」に改めようとするものでございます。

次に、新たに（イ）の救急医療体制の確保を追加し、取り組みの内容及び乙の役割を明記しようとするものでございます。

これにつきましては、高松市がこのたび導入いたしました救急艇の整備と活用について定めたものでございます。

1枚めくっていただきまして、22ページをお開き願います。

第3条第1号イの産業振興の（ア）a中「海外」を「国内外」に改め、同号（イ）のb、甲の役割の（b）中、「海外」を「国内外」に、また「作成し、圏域全体を対象とした観光情報を発信する」を「作成するほか、圏域の魅力を発信するための取り組みを企画・実施する」に改めるものでございます。これは圏域の観光振興、観光客の誘致に向けて、海外のみならず国内へも圏域の魅力を発信しようとするため変更をするものでございます。

同じくc、乙の役割（c）中、「英語版ホームページを」を「甲が実施する圏域の魅力を発信するための取り組みについて、広報媒体を使用して広く周知するとともに、英語版ホームページを」に改めようとするものでございます。こちらにつきましても国外への情

報発信につきまして広報媒体を活用しようとするものでございます。

次に、同条第2号、結びつきやネットワークの強化のオ（イ）bの甲の役割を甲が設置する高松市文化芸術ホール（サンポートホール高松）等を活用したに改めますとともに、第2号オ（イ）c中、「観劇」を「鑑賞」に改めようとするものでございます。こちらもより広い言葉に変更するという内容でございます。

最後に、同号カに（ウ）環境学習の推進、（エ）環境負荷の少ない自動車の普及促進、（オ）の地域密着型トップスポーツチームの試合観戦機会等の提供を追加し、それぞれ取り組みの内容、甲の役割及び乙の役割を新たに定めようとするものでございます。以上、簡単ではございますが、議案第78号瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の変更についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 21及び22通してですが、今回の追加で救急医療体制の確保ということで記載されておりますが、cの乙の役割ということで、必要な措置を講ずるとあります。どのようなことが必要な措置を講ずることになるのか、その中身について、措置はどのようなふうなことになるのか伺いたいと思います。それに係る費用の問題もどこが負担するのかという問題もありますが、それも伺います。

それと、産業振興、（ア）の観光の振興ということでaからcあります。その中で、c乙の役割の（c）「広報媒体を使用して広く周知する」と追加があるんですが、これについてですが、今までの小豆島町の広報だと思っておりますが、どういう時期にそういう掲載をするのか、それに関しての経費の問題なんかはどうなるのか、それとページ数がそれによってふえてくるのかどうかというふうなことも含めて伺いたいというふうに思います。

それと、次の23ページの（ウ）環境学習の推進ということですが、これにおけるいろんな出前講座等も書かれてあります。それぞれの乙の役割もあるわけですが、これに関しても必要な措置を講ずることに関しての経費の負担の問題はどういうふうになっていくのか、それらの点について伺います。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（中桐久志君） 救急艇に関してのことでお答えをいたします。

まず、必要な措置を講ずることの必要なことは何かということですが、1つは救急艇を使用した場合の使用料の手当て、それからあと島内での搬送体制の確立といえますか、島内の搬送体制のことがこの必要な措置ということになるかと思えます。

救急艇の使用の経費はどこが負担をするのかということですが、救急車なり防災

へりを使用した場合も個人からの負担はいただいておりますので、町が負担をするということにいたしております。その負担の金額ですけれども、1回につき5万2千円ということで、本町、それから土庄町、それから高松市とで協議済みでございます。その5万2千円の根拠なんですけれども、根拠につきましては、救急艇の年間運航経費をその負担割合を人口割といたしまして、まず小豆島町と土庄町2町が負担をするべき金額を求めています。これに対しまして、年間、昨年1年間の小豆消防が搬送した件数、約6割で計算をしておりますけれども、1件当たりの経費を求めたのがこの5万2千円ということになります。以上です。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 観光の振興ということで、英語版のホームページということでございますが、現段階では具体的な内容についてはまだ決まっております。ただ、今回の瀬戸内国際芸術祭において、それぞれ観光マップA5判を作成をいたしておりますので、それぞれ高松を中心としまして、英語版のホームページができるように現在調整中でございます。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（平井俊秀君） 23ページの環境学習の推進というところで乙の役割についてお答えをしたいと思います。

この講座につきましては、3つほどあります。環境学習講座、それから環境プラザ教室、また環境プラザ出前講座、3種類がございます。学習講座とプラザ教室、これは高松市のほうで開催をいたします。高松市の施設で環境プラザというところがございます。そういうところを中心に行います。また、環境プラザ出前講座、これは各町に環境プラザのほうから出前、出張してきてもらって講座を開くということでございます。

それで、環境プラザ教室につきましては、年度当初に年間スケジュールが決まります。そういうものを広報紙等で周知したいと思います。また、出前講座では、講師を環境プラザから派遣ということになりますので、その費用が発生しますが、実費として車両と職員2名程度のフェリー代、これを負担するということが計画実施のお世話をすることになっております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 広報の話が出ましたのでお答えいたします。

広報につきましては、広報媒体といいますのは、広報紙のほかにホームページと日本語版のホームページとございます。お互いに相互リンクを張ったり、必要な情報を互いに掲

載し合うというような内容で、今のところ想定をいたしております。したがって、新たに増ページになるとか、そういうところまでは想定をいたしていません。現行の範囲の中でお互いに情報を提供し合うというような形になるかと思っております。以上です。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はございませんか。6番森議員。

○6番（森 崇君） いいんですけど、最初のページで医療職員の資質向上に取り組むとあります。できたら今、どんなことに取り組んでるということだけ知らせてもらいたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 病院事務長。

○病院事務長（荘野 守君） ただいまの医療技術職の資質向上、今現在考えておりますのは、看護師の相互交流等を考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議案第79号 小豆島町二生辺地総合整備計画の策定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第79号小豆島町二生辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第79号小豆島町二生辺地総合整備計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、辺地総合整備計画を策定していない二生地区において、地上デジタル放送の共聴施設新設整備事業を実施するに当たり、財政上の特別措置である辺地債策事業債の発行を受けるため、新たに二生辺地総合整備計画を策定しようとするものであ

り、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 議案第79号小豆島町二生辺地総合整備計画の策定につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の25ページをお開き願います。

小豆島町辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、財政上の特別措置を得て小豆島町における辺地を整備をするため、議会の議決を経て定めるものとなっております。

なお、小豆島町における19辺地のうち財政上の特別措置の対象となる事業が予定されております7辺地につきましては、一昨年6月定例会で、また堀越辺地につきましては昨年6月定例会でご議決をいただき、策定年度から平成24年度までを計画期間とした辺地総合整備計画を策定をいたしております。

このような中、二生辺地におきまして財政上の特別措置、いわゆる辺地対策事業債の発行でございますが、辺地債の対象となる事業が新たに生じたので、小豆島町二生辺地総合整備計画を定めようとするものでございます。

次に、整備計画の概要をご説明申し上げます。27ページをお開き願います。

まず、公共的施設の整備を必要とする事情でございます。二面奥地区につきまして、2011年の地上デジタル放送への完全移行に際しまして、地上デジタル放送を良好に受信できない状況であるということが判明したため、二面奥地区共同受信施設組合が事業主体となって受信アンテナ、増幅機、また伝送路等を整備するものでございます。

また、今回のテレビ共聴施設の整備に関しましては、平成22年度無線システム普及支援事業費等補助金896万円が国から本町へ交付されますので、国庫補助対象経費から加入者負担額として国が定めた額等を差し引いた1,026万9千円を二面奥地区共同受信施設組合に補助するもので、当該補助に要する一般財源130万9千円のうち130万円に辺地対策事業債を充当するものでございます。

なお、事業年度は平成22年度の単年度を予定しておりますが、計画期間につきましてはこれまでに策定しております他の辺地総合整備計画や小豆島町総合計画前期基本計画の計画期間に合わせまして平成24年度を終期としております。

今後におきましても、辺地総合整備計画に掲げられていない辺地において辺地対策事業債の対象となり得る事業が生じた場合は辺地計画の追加策定により対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第80号 小豆島町三都辺地総合整備計画の変更について

日程第16 議案第81号 小豆島町草壁辺地総合整備計画の変更について

日程第17 議案第82号 小豆島町橘辺地総合整備計画の変更について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第15、議案第80号小豆島町三都辺地総合整備計画の変更についてから日程第17、議案第82号小豆島町橘辺地総合整備計画の変更については相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第80号小豆島町三都辺地総合整備計画の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成20年度に策定した三都辺地総合整備計画について、新たに地上デジタル放送への移行対策として、共聴施設の改修事業1件、新設事業1件を追加し、財政上の特別措置である辺地債策事業債の発行を受けようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第81号、議案第82号も同様に、辺地総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものであり、議案第81号は草壁辺地における消防水利施設整備事業の事業費変

更、議案第82号は橘辺地における共聴施設新設事業の追加を提案するものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第15、議案第80号小豆島町三都辺地総合整備計画の変更についての内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 議案第80号小豆島町三都辺地総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の28ページをお開き願います。

小豆島町の辺地総合整備計画につきましては、さきにご議決を賜った議案第79号でご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。

三都辺地につきましては、平成20年6月定例会でご議決を賜り、平成20年度から24年度までを計画期間とした辺地総合整備計画を策定しております。このような中、三都辺地において財政上の特別措置の対象となる事業が新たに生じたので、小豆島町三都辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、整備計画の概要をご説明申し上げます。上程議案集の30ページをお開き願います。

まず、公共的施設の整備を必要とする事情でございます。三都吉野区につきましては、従来から一部の地域で家庭用アンテナではテレビ放送を良好に受信できない状況でございまして、テレビ共聴施設を吉野地区テレビ共同受信施設組合が設置をいたしております。

このような状況において、2011年の地上デジタル放送への完全移行に際し、地上デジタル放送を安定的に受信するため、吉野地区テレビ共同受信施設組合が事業主体となって受信アンテナや増幅機を整備するとともに、現在のケーブルでは減衰量が大きく、良好な視聴が見込めないことから、幹線部分のケーブルを改修整備するものでございます。

また、小蒲野地区につきましては、2011年の地上デジタル放送への完全移行に際し、三都、吉野地区と同様に良好に受信できない状況でございまして、小蒲野地区テレビ共同受信施設組合が事業主体となって受信アンテナ、増幅機及び伝送路等を整備するものでございます。

一方、吉野地区のテレビ共聴施設の整備に関しましては、平成22年度無線システム普及支援事業費等補助金272万5千円が国から本町に交付されますので、国庫補助対象経費から加入者負担額として国が定めた額等を差し引いた370万5千円を吉野地区テレビ共同受信施設組合に補助するもので、当該補助に要する一般財源98万円のうち90万円に辺地対策

事業債を充当しようとするものでございます。

また、小蒲野地区のテレビ共同施設の整備に関しましては、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金595万2千円が社団法人デジタル放送推進協会、通称デジサポでございますが、そちらから本町に交付されますので、助成対象経費から加入者負担額として国が定めた額等を差し引いた782万3千円を小蒲野地区テレビ共同受信施設組合に補助するもので、当該補助に要する一般財源187万1千円のうち180万円に辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。

なお、事業年度は平成22年度の単年度を予定をいたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第80号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案どおり可決されました。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第16、議案第81号小豆島町草壁辺地総合整備計画の変更についての内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 議案第81号小豆島町草壁辺地総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の36ページをお開き願います。

先ほどと同様に、小豆島町の辺地総合整備計画につきましては……。

32ページ、済みません、32ページをお開き願います。

先ほどと同様に、総合整備計画につきましては説明を省略させていただきます。

草壁辺地につきましては、平成20年6月定例会でご議決をいただき、平成20年度から平成24年度を計画期間とした辺地総合整備計画を策定をいたしております。このような中、

草壁辺地におきましても財政上の特別措置の対象となる事業費が増額となりましたので、小豆島町草壁辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

計画の概要をご説明申し上げます。上程議案集の34ページをお開き願います。

公共的施設の整備計画でございます。草壁片城地区において、防火体制充実の一環として、消防水利の向上に向け、40トン級の防火水槽1基の整備を予定しておりましたが、地下水の湧出が多く、中掘り工法を採用したため、事業費が増額となったものでございます。また、今回の防火水槽整備に要する一般財源912万4千円のうち910万円に辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。

なお、事業年度は平成22年度、本年度の単年度を予定いたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案どおり可決されました。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第17、議案第82号小豆島町橘辺地総合整備計画の変更についての内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 議案第82号小豆島町橘辺地総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

上程議案集の36ページをお開き願います。

こちらも同様に、小豆島町の辺地総合整備計画につきましては説明を省略させていただきます。

橘地区につきましては、平成20年6月定例会でご議決をいただき、平成20年度から平成24年度までを計画期間とした辺地総合整備計画を策定いたしております。このような中、

橘辺地において財政上の特別措置の対象となる事業が新たに生じたので、小豆島町橘辺地総合整備計画を変更しようとするものでございます。

次に、整備計画の概要をご説明申し上げます。上程議案集の38ページをお開き願います。

まず、公共的施設の整備を必要とする事情でございます。橘地区につきましては、2011年の地上デジタル放送への完全移行に際し、地上デジタル放送を良好に受信できない状況であるため、橘テレビ共同受信組合が事業主体となって受信アンテナ、増幅機及び伝送路等を整備するものでございます。

また、今回のテレビ共聴施設の整備に関しまして、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金1,232万5千円が社団法人デジタル放送推進協会から本町に交付されますので、助成対象経費から加入者負担額として国が定めた額等を差し引いた額1,627万8千円に、地域内の公共施設事業分706万6千円を加えた2,334万4千円を橘テレビ共同受信組合に補助するもので、当該補助に要する一般財源1,102万9千円のうち1,090万円に辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。

なお、事業年度は平成22年度の単年度を予定をいたしております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番森議員。

○6番（森 崇君） バスの不具合と書かれてますが、どんなことが起こってるんでしょうか。スクールバスの。

○議長（秋長正幸君） 6番森議員、変更部分の辺地のあれで、どうですか、質問。

○6番（森 崇君） いいです。反対するわけじゃございませんので。

○議長（秋長正幸君） よろしいですか。

○6番（森 崇君） はい。

○議長（秋長正幸君） それじゃあ取り下げるということで。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第18 議案第83号 小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第18、議案……。

もう一ついっとうか。説明だけ。

次に、日程第18、議案第83号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第83号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定について提案理由のご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月31日をもって失効となりましたが、同法の一部を改正する法律の施行によって、平成28年3月31日までの6年間延長されました。本案は、引き続き財政事情の特別措置を受けるため、新たな小豆島町過疎地域自立促進計画を策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 議案第83号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定についてご説明を申し上げます。

町長の提案説明にもありましたように、小豆島町過疎地域自立促進計画を定めたく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明の前に、過疎地域自立促進特別措置法の改正につきましてご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法につきましては、本年3月17日に改正され、大きく3点が変更となっております。

まず1点目は、本法の適用期限につきまして、平成22年3月31日を6年間延長し、平成28年3月31日までとされております。

2点目は、過疎地域自立促進計画につきまして、策定義務が撤廃をされております。しかしながら、財政上の支援措置、特に過疎対策事業債を発行するためには、従来と同様に計画が必要とされておるところでございます。言いかえれば、過疎対策事業債を発行するための計画とも言える状況となっております。

3点目は、過疎対策事業債につきまして、これまで施設の建設などハード事業にのみ発行が可能でありましたが、ソフト事業につきましても過疎対策事業債を財源とすることが可能となっております。

続きまして、計画の概要をご説明申し上げます。

本計画の策定に当たりましては、新規策定とはいいますが、現行法の延長に伴う策定でございます。平成18年3月21日から平成22年3月31日までを計画期間といたしまして、平成18年6月の定例会でご議決を賜った前期の過疎計画を基本とし、現状に即した見直しを行ったもので、実質的には過疎計画の変更に近い内容となっております。

また、さきにご説明申し上げましたとおり、策定義務が撤廃された今回の計画は、過疎対策事業債の発行を目的として策定をいたしております。

別冊の小豆島町過疎地域自立促進計画をお手元にご用意いただければと思います。目次のほうをごらんいただけたらと思います。

本計画の構成につきましては、国が示しました過疎地域自立促進市町村計画作成例に基づいて作成をいたしております。この作成例につきましても、前期計画時に国が示した過疎地域自立促進市町村計画作成要領、名前は変わっておりますが、内容的には大きな差異はございません。ソフト事業についての事業計画の再掲が新たに追加されたところがございます。

本文のほう1ページの1、1ページです。1の基本的な事項のうち、(1)の小豆島町の概況から(4)地域の自立促進の基本方針までは、前期計画に記載している数値等を時点修正したものでございますので、説明は省略させていただきます。

18ページをお開き願います。この直前までが先ほど申し上げました内容でございます。

(5)の計画期間につきましては、平成22年4月1日、今年4月1日から平成28年3月31日までの6年間といたしております。これは法の施行延長期間に合わせた計画期間に設定をしておるところでございます。

19ページから75ページまでは、作成例に沿いまして、各項目について記載をしておりますが、(1)の現況と課題につきましては、前期計画を時点修正したものでありますので、説明は省略させていただきます。23ページをお開き願います。

一番上になりますが、産業の振興に係る(2)、その対策では、農業振興地域整備計画の見直しを掲げております。現在のところ、本事業に過疎債を充当する予定はございませんが、ソフト事業に係る過疎債の充当も可能であることから、本計画に掲上をいたしております。

1ページめくっていただき、25ページの最下段をごらんください。

産業の高度化の項目では、小豆島産業振興、環境技術会議を中心とした研究機関との連携など、新たな施策の掲上をいたしております。

大きく飛びます。55ページをお開き願います。

こちらの一番上にありますが、塩田町長就任後、最重点課題の一つとして取り組んでおります魅力ある病院づくりを新たな項目として掲上をいたしております。

また飛びますが、68ページをお開き願います。

8の地域文化の振興等における(2)、その対策におきましては、4番目に東京芸術大学との連携とともに、6番目に芸術を生かした地域の再生の2項目を新たな項目として掲上いたしております。

ただいまご説明申し上げましたように、今回ご提案申し上げます小豆島町過疎地域自立促進計画につきましては、さきにも申し上げましたが、過疎対策事業債を発行するために作成したものでございますので、起債対象となり得るものを網羅的に掲上してございまして、これまで過疎対策事業債を財源としていない事業や現在具体策を検討中の項目も掲載をいたしておるところでございます。

76ページをお開き願います。

このページから83ページにかけまして、今回の法改正における目玉でもございます過疎対策事業債が利用可能なソフト事業、過疎地域自立促進特別事業について、より具体的な内容を付した事業計画を掲載をいたしております。また後ほどごらんいただけたらと思います。

最後になりますが、本計画につきましては法第6条第4項の規定により、県との事前協議が必要となっており、本日ご提案申し上げます小豆島町過疎地域自立促進計画案について、平成22年11月24日付で県から異議はない旨の文書が届いておりますことを申し添えます。以上、簡単ではございますが、議案第83号小豆島町過疎地域自立促進計画の策定についての説明を終わります。よろしく審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

○11番（村上久美君） 40ページについて、提案理由と今回は課長のほうから過疎債、

町債発行するために今回の提案というふうにされました。6年間延長されるということになったということなんで、これで大体この過疎債がどれぐらいを見込んでいるのか、担当課として幾らなのか伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 先ほども申し上げましたが、まだ詳細な内容は検討されていない項目も掲上しておりますので、過疎債幾らという計算はいたしておりません。今のところ、過疎債と合併特例債も同負担でございますので、どちらか有利なほうを活用していきたいということを考えておりますので、今現在の過疎債充当事業の額については積算はしていないというようなところでございます。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 当面ですね、以前の私の記憶では、一定その数値も入れた事業というのが提案されたことがあります。これ9条だったかもわかりませんが。そういう中で、幾らぐらいの町債を充てるのかという内容もあったかと記憶しています。当面の、6年間延長、例えば3年間なら3年間で、大体どれぐらいの事業をやろうとするのか、含めて。それぐらいは見込みは立たないんですか。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） ただいま申し上げましたのは、細かに説明をしてないということで、例えば平成22年度、本年度としては当然出てまいりますので、過疎債については約1億5千万円程度を想定いたしております。

事業費ベース、総額でいいますと、いずれ申し上げましても、非常に事業内容等々変わってまいりますので、今現在申し上げる額がすべて予算計上されるかといえ、どうしてもそうならない部分もございます。そういった中で、概算事業費を申し上げますと、4億5千万円程度、過疎特別事業でいきまして、ソフト事業で、これ概算事業でございます。そういったところでございます。

ですから、今のところすべてをトータルして事業計画の中で概算事業を求めているものではございません。あくまでも、ただいま申し上げましたように、22年度の過疎対策事業債の活用でありますとか、ソフト事業でのほうがある程度試算はいたしておりますが、ハードについては今後予算審議の中でご協議いただきたいと、ご審議いただきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） ソフトでは大体の数値を考えてると今おっしゃいました。どれ

ぐらいですか。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 先ほど申し上げましたように、約4億5千万円程度でございます。ただ、これもあくまでも今現在の机上の計算上の話でございますので、これに過疎計画につきましては随時新たな事業が出てまいりますと、計画の変更なんかもまた再度ご議決賜ることになるかと思っております。今現在の想定額は4億5千万円程度でございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。6番森議員。

○6番（森 崇君） この計画表の厚いやつの25ページ、アクションプログラムなんですけど、小豆島C地区はあるんでしょうか。ちょっと教えてもらいたいと思います。県のアクションプログラムは。

それからもう一つ、越波対策ですけど、堀越地区、内海湾側の堀越地区ですごいんですけど、これは入ってませんか。この2つ。これ質問でございます。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 今回高潮・越波対策のこのアクションプログラムにおいて、堀越地区の今お問い合わせのあったところは、あくまでも計画上も民有岸であるため、要するに公共の対策を現時点においてはできない地域になっておりますので、この中には含まれておりません。

（6番森 崇君「A、B、CのわかれとるとこのC地区ありますか。A、B、Cの。3つにわかれているんですけど、小豆島はA地区、B地区、C地区だと思うんですけど、どうなっているの。アクションプログラム」と呼ぶ）

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 小豆島全域ですけど、隣の土庄も含めまして、小豆島にはA、B、Cすべてございます。3地区とも、要するに1期、2期、3期でA、B、Cのランクがついてますもので、1期10年、2期10年、3期10年ですから、すべてA、B、Cに該当してる部分が入るとんで、今回の場合はこれはAの部分。アクションプログラムの第1期、平成17から26の期間におけるエリアですから、ここに網羅しておるのはAランクの分でございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は3時5分からお願いします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時05分

○議長（秋長正幸君） 再開します。

~~~~~

日程第19 議案第84号 平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）

日程第20 議案第85号 平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第86号 平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第87号 平成22年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（秋長正幸君） 次、日程第19、議案第84号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）から日程第22、議案第87号平成22年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）までは関連する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第84号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町一般会計補正予算（第5号）で追加補正をお願いします額は6,885万6千円でございます。款ごとの補正額は、議会費68万9千円、総務費6,402万7千円、民生費999万4千円、衛生費マイナス464万6千円、農林水産業費マイナス740万6千円、商工費マイナス477万1千円、土木費1,420万1千円、教育費マイナス323万2千円となっており、あわ

せて地方債の追加及び変更もお願いすることとしております。

詳細につきましては、担当課長から説明させます。

また、議案第85号から議案第87号までは、3つの特別会計の補正予算となっております。これらにつきましても、順次担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第19、議案第84号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（松本 篤君） 議案第84号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の42ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,885万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億1,601万3千円とするものがございます。

第2条は、地方債の追加及び変更でございます。

46ページの第2表地方債補正をお開き願います。

第2表地方債補正のように追加及び変更をするものがございます。なお、追加分につきましては、先ほどご議決を賜りました辺地総合整備計画に基づき、3辺地4地区において実施をいたしますテレビ共聴施設整備事業に充当しようとするもので、起債は辺地債で、後年度に元利償還金の80%が交付税措置されるものがございます。

それでは、補正予算の内容をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付をいたしております平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）説明書の5ページ、6ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金、2項1目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金196万5千円でございます。これは、地域子育て支援センター事業及び一時保育促進事業に係る国費につきまして、県の間接補助から国の直接補助に変更になったものがございます。あわせて、負担割合が国3分の1、県3分の1、町3分の1から国2分の1、町2分の1となっております。

同じく14款2項3目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金600万円でございます。こちらは、国の経済対策の一環として道路補修に係る国庫補助制度が創設されたもので、補助率は60%でございます。

同じく14款2項5目総務費国庫補助金、1節総務費補助金1,168万5千円でございます。これは、吉野地区と二面奥地区で実施いたしますテレビ共聴施設の整備に対する補助で、補助率は既存施設の改修が2分の1、新設が3分の2となっております。

同じく14款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金11万円でございます。これは、自宅にインターネット環境がない方が年金ネットを閲覧できるよう庁舎内にパソコンを配置するもので、全額委託金として国から交付されるものでございます。

次に、15款県支出金、2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金474万9千円の減であります。これは、隣保館職員について、正規職員から嘱託職員へ変更したことによって、人件費が減額となったことに伴いまして、県補助金が減となったものでございます。

同じく15款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、説明欄1の地域子育て支援センター事業費補助金474万1千円の減と、説明欄2の一時保育促進事業費補助金90万円の減でございます。これは、さきの国庫支出金でもご説明申し上げましたが、当該事業について県からの間接補助から、国の直接補助に変更となったとともに、委託事業について小規模型が残され、事業費が減となったことから、県費補助金が減額となったものでございます。

次に、説明欄3の乳幼児医療費補助金195万4千円と、説明欄4の母子家庭等医療費補助金10万円につきましては、医療給付費の増に伴い、県補助金が増となったものでございます。なお、補助率は2分の1でございます。

次に、説明欄5の子育て支援対策臨時特例基金事業費補助金311万9千円でございます。これは、9月議会でも補正をお願いいたしました香川こどもの駅の追加整備と本基金事業を活用し、保育施設等に空気清浄器を配置するものでございます。なお、こちらの補助率は10分の10、全額補助となっております。

同じく15款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金147万2千円でございます。これは、国の補正予算において県に基金を設置し、子宮頸がん等ワクチン接種に対する補助制度が創設されたことから、本制度を活用いたしまして、子宮頸がん、H i b、小児肺炎球菌のワクチン接種を実施するものでございます。なお、補助率は2分の1となっております。

同じく15款2項5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金42万5千円でございます。これは、中山間地域等直接支払交付金事業に係る対象農地が拡大されたことにより、県補助金が増額となったものでございます。なお、こちらの補助率は4分の3でございます。

同じく15款2項7目教育費県補助金、1節小学校費補助金18万2千円及び2節中学校費補助金4万6千円でございます。こちらは、原子力・エネルギー教育支援事業について補助内示があったため、増額補正するものでございます。こちらの補助率は10分の10、全額でございます。

17款寄付金、1項1目一般寄付金、1節一般寄付金14万円でございます。これは、小豆島高校90周年行事に対し、町内の企業から寄付がございましたので、これを受け入れするものでございます。

同じく17款1項5目教育費寄付金、5節保健体育費寄付金5万円でございます。こちらは、小豆島オリーブ杯小学生バレーボール大会に対し、町内の個人から寄付がありましたので、こちらで受け入れするものでございます。

次に、18款繰入金でございます。7ページ、8ページをお開き願います。

18款1項2目1節ふるさと村整備運営基金繰入金210万円でございます。これは、ふるさと村オートキャンプ場の管理道路補修工事の財源として繰り入れしようとするものでございます。

次に、19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金313万4千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入のうち、説明欄1の個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金1,826万7千円でございます。こちらは、先ほども申し上げましたが、テレビ共聴施設の11月以降分の整備につきまして、国庫補助から社団法人デジタル放送推進協会、通称デジサポでございます。からの助成金に変更となったもので、橘地区と小蒲生地区で実施する施設整備に対する助成金でございます。なお、補助率は国庫と同様でございます。

次に、説明欄2のグリーンツーリズム推進事業費補助金返還金3万1千円につきましては、昨年度に実施した当該単独県費補助事業につきまして、消費税の仕入れ控除税額の確定によりまして過払いが生じたので、事業受託者に返還を求め、これを受け入れるものでございます。

次に、説明欄3の住宅防火施設整備補助金6万6千円につきましては、耐用年数が経過した改良住宅の消火器更新に対する社団法人全国公営住宅火災共済機構からの助成金でございます。

次に、21款町債、1項1目総務債、1節総務債1,490万円でございます。こちらは、さきに申し上げましたとおり、4辺地におけるテレビ共聴施設の整備について、町が補助す

るに際し、必要となる一般財源に辺地対策事業債を充当しようとするものでございます。

次に、21款1項4目土木債、2節港湾債1,350万円でございます。これは、県営公共高潮対策事業につきまして、事業の進捗を図るため、県において事業費の増額が行われたので、町負担金の財源として過疎対策事業債を充当しようとするものでございます。以上、歳入の補正額合計は6,885万6千円となっております。

次に、歳出の説明を申し上げます。9ページ、10ページをお開き願います。

歳出費目に沿った説明の前にお断りを申し上げます。毎年12月議会において人件費の補正をお願いしており、今回補正をお願いいたしますのは、11月臨時議会でご議決を賜った小豆島町職員の給与に関する条例等の一部改正に基づく給与改定による減額に加え、子ども手当支出による増、また当初予算で想定しておりました共済負担金率と現行との乖離、また当初予算措置後の人事異動による増減が大部分を占めております。つきましては、主な補正理由は説明欄に記載しておりますので、特段の理由があるものを除き、人件費の補正につきましては説明を省略させていただきます。

それでは、項目ごとに沿って説明を申し上げます。

1款議会費、1項1目議会費と2款総務費、1項1目一般管理費につきましては、人件費の補正でございます。

次に、2款1項8目情報管理費、19節負担金補助及び交付金4,514万1千円でございます。これは、歳入でもご説明申し上げました4地区におけるテレビ共聴施設整備に対する補助でございます。

同じく2款1項10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金14万円でございます。これも、歳入でも申し上げましたが、小豆島高校90周年行事に対しまして、14万円の寄付がございましたので、同額を小豆島高校を支える会に補助するものでございます。

同じく2款1項13目防災諸費、21節役務費17万6千円につきましては、防災行政無線の移動系基地局と消防内海分署等をつなぐN T T専用回線の使用料を増額補正するものでございます。

次に、2款2項1目税務総務費から、1ページめくっていただき、11、12ページの3款民生費、1項4目国民年金費、4節共済費までは人件費の補正でございます。

次に、4目18節備品購入費11万円につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、自宅にインターネット環境がない方が庁舎で年金ネットの閲覧が可能となるよう、パソコンとプリンターを各1台購入するものでございます。

次に、3款1項6目人権対策総務費と7目社会福祉施設費につきましては、人件費の補

正でございます。

13ページ、14ページをお開き願います。

3款2項1目児童福祉総務費、11節需用費20万円と、1行飛んで18節備品購入費291万9千円につきましては、子育て支援対策臨時特例基金事業を活用し、オリーブナビのトイレを洋式に改造いたしますとともに、町内の幼稚園、保育所等10施設に空気清浄器を整備しようとするものでございます。1行戻っていただき、12節役務費8万5千円と、また1行飛んでいただきますが、20節扶助費につきましては、乳幼児医療費の増額と、これに審査支払件数の増に伴いまして、手数料の増額補正でございます。

次に、3款2項2目児童措置費につきましては、人件費の補正でございます。

同じく3款2項3目母子福祉費、20節扶助費20万1千円につきましては、入院に係る給付単価の増などによる母子家庭等医療費の増額補正でございます。

同じく3款2項4目児童福祉施設費、2節給料から4節共済費までは、人件費の補正であり、13節委託料につきましては、子育て支援センター事業の委託分におきまして、当初予算では週3日から4日の広場型で計上しておりましたが、週5日以上の小規模型で実施していることから委託料を減額するものでございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費につきましては、人件費の補正でございます。

同じく4款1項2目予防費、13節委託料294万4千円でございます。こちらは、歳入でも申し上げましたが、国の補正予算におきまして、県に基金を設置し、子宮頸がん等ワクチン接種に対する補助制度が創設されたため、本制度を活用し、子宮頸がん、H i b、小児用肺炎球菌のワクチン接種を開始しようとするものでございます。

4款1項3目環境衛生費から、1ページめくっていただき、15ページの6款農林水産業費、1項2目農業総務費までは人件費の補正でございます。

同じく6款1項10目中山間地域直接支払推進事業、19節負担金補助及び交付金56万円でございます。これは、歳入でもご説明申し上げましたが、中山間地域等直接支払交付金事業にかかわります対象農地が拡大されたことにより、補助金の増額補正をお願いするものでございます。

7款商工費、1項1目商工総務費、2節給料から、また1ページめくっていただきまして、17ページ、18ページの4節共済費までは、人件費の補正でございます。

同じく7款1項3目観光費、19節負担金補助及び交付金100万円でございます。これは、映画化が進められております「八日目の蝉」の広告宣伝等を通じまして、小豆島を全国にアピールすることなどを目的に組織されます小豆島映像支援実行委員会（仮称）で

ございますが、実行委員会の活動費の一部を補助するもので、土庄町におきましても同額を支出すべく、補正予算案の上程を予定しておるといふうに聞いておるところでございます。

同じく7款1項4目観光施設費、11節需用費8万円でございます。これは、瀬戸・高松広域定住自立圏における協定事業の一環として、壺井栄文学館、尾崎放哉記念館、菊池寛記念館の3館の共通ガイド、A4で16ページでございます。共通ガイドやパンフレットを共同で制作しようとするものでございます。次に、15節工事請負費210万円につきましては、ふるさと村オートキャンプ場の管理道の損傷が著しいため、冬場の閑散期に補修工事を実施しようとするものでございます。

次に、7款1項6目オリーブ振興費、2節給料から4節共済費までは、人件費の補正でございます。23節償還金利子及び割引料1万6千円につきましては、歳入でも申し上げましたが、昨年度に実施いたしましたグリーンツーリズム推進事業において、消費税の仕入れ控除税額の確定によりまして過払いが生じたので、県補助率と同様に事業受託者からの返還金の2分の1を県に返還しようとするものでございます。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費と2項1目道路橋梁総務費につきましては、人件費の補正でございます。

同じく8款2項2目道路橋梁維持費、15節工事請負費1千万円でございます。これは、国の経済対策の一環として創設された道路補修に係る国庫補助制度を活用し、町道の舗装修繕を実施するものでございます。

同じく8款3項2目急傾斜地対策費、19節負担金補助及び交付金90万円でございます。これは、県営急傾斜事業について、事業の進捗を図るため、県の事業費が増額されましたので、これに伴い町負担金の増額補正をお願いするものでございます。

19、20ページをお開き願います。

同じく8款4項2目港湾建設費、19節負担金補助及び交付金154万2千円でございます。こちら、各種県営港湾建設事業につきまして、事業の進捗を図るため、県の事業費の増額等が行われましたので、町負担金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく8款5項1目住宅管理費、13節委託料51万8千円につきましては、貯水槽等清掃委託料の実績による増額補正とともに、小坪団地集会所においてシロアリ防除が必要となったため、増額補正をお願いするものでございます。

同じく8款5項2目改良住宅管理費、12節役務費2万8千円と18節備品購入費11万6千円につきましては、耐用年数が経過した消火器26本の処分費と購入費でございます。

同じく 8 款 5 項 3 目改良住宅等改善事業費から10款教育費、 2 項 1 目学校管理費につきましては、人件費の補正でございます。

同じく10款 2 項 2 目教育振興費、18節備品購入費18万 3 千円でございます。こちらは、原子力・エネルギー教育支援事業について、星城小学校と安田小学校に補助内示があったため、エネルギーや原子力に関する理科教材を購入しようとするものでございます。

21ページ、22ページをお開き願います。

同じく19節負担金補助及び交付金14万円でございます。こちらも瀬戸・高松広域定住自立圏における協定事業の一環として、圏域内の小学校 6 年生が劇団四季のミュージカル「エルコスの祈り」を鑑賞する予定でございまして、これに要する参加者負担金と高松への旅費に係る補助金の補正をお願いするものでございます。

次に、10款 2 項 3 目放課後児童クラブ事業費、23節償還金利息及び割引料25万 2 千円でございます。本事業につきましては、国庫補助金の概算交付を受けており、今般昨年度実績額が確定し、精算いたしましたところ過払いが生じたので、過払いとなった額を国に返還するものでございます。

10款 3 項中学校費、 1 目学校管理費につきましては、人件費の補正でございます。

同じく10款 3 項 2 目教育振興費、18節備品購入費 4 万 7 千円でございます。こちらは、小学校費と同様、原子力・エネルギー教育支援事業につきまして、池田中学校に補助内示があったため、エネルギーや原子力に関する理科教材を購入しようとするものでございます。同じく19節負担金補助及び交付金48万 4 千円でございます。大会出場補助金は、その年度の成績に応じて変動するものでございますが、池田中学校陸上部の全国中学校駅伝大会への出場が決定するなど、相当額の予算不足が生じることから、今回増額補正をさせていただくものでございます。

10款 4 項 1 目幼稚園費から、 1 ページめくっていただきまして、23、24ページの 6 項 5 目人権教育啓発費までは、人件費の補正でございます。

次に、10款 7 項 1 目保健体育総務費、 2 節給料と 3 節職員手当等は、人件費の補正でございます。11節需用費30万円と19節負担金補助及び交付金のうち、説明欄 1 の全国大会出場補助金 9 万円につきましては、小豆島高校が12月26日に京都で開催される全国高等学校駅伝競走大会への出場が決定いたしましたので、補助要綱に基づく補助金に加えまして、のぼり旗や懸垂幕等の制作に要する経費の補正をお願いするものでございます。

また、説明欄 2 の小豆島オリーブ杯小学校バレーボール大会補助金につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、本年10月23、24日に開催されました小豆島オリーブ杯小

学生バレーボール大会に対し、5万円の寄付がございましたので、同額を同実行委員会に補助するものでございます。

10款7項2目学校給食施設費につきましては、人件費の補正でございます。以上、歳出予算の補正総額は6,885万6千円となっております。以上で議案第84号平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 3点お尋ねします。

まず、12ページの国民年金の年金ネット閲覧のパソコン、プリンターですけど、これはどこへ置いてどういうふうにするんでしょうか。家にパソコンがない人が見るっていても、見れないと思うんですけども、具体的にどのように使用されるのかお尋ねいたします。

それから、14ページ、子宮頸がん等ワクチン接種、これも具体的にいつからどのようにどこでできるようになるのかをお尋ねいたします。

それと、18ページの小豆島映像支援実行委員会、これも具体的な中身、だれがどういう、何をするのかということ、「八日目の蟬」の映画ということでしたが、その1つの映画のためだけなのか、その後もずっと続くのか。土庄も100万円、小豆島町も100万円ということで、活動内容とかどういう人がやるのかとか、そういうことをお尋ねいたします。

○議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 弘章君） 年金ネットの問いですが、まず設置場所につきましては、年金の担当事務職員がおる内海庁舎住民福祉課窓口でございます。これにつきましては、住民課において本人確認後、そこで年金番号等を照会しまして、そこで直ちにネットでつながるといふようなシステムでございまして、それ専用の新たなパソコンと印刷、プリンターですね、それを設置するというところでございます。

○議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

○保険事業課長（村口佐吉君） 子宮頸がんのいつからどのようにどこでするのかというお尋ねでございます。

子宮頸がんの予防接種につきましては、来年の2月から小豆郡内医師会のほうに紹介しております、希望するお医者さんの医療機関で接種をすることになっております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 最近では、一昨年テレビ放映されました昼の連続ドラマ「ラブレター」、昨年には「ぼくとママの黄色い自転車」、ことし3月にはNHKテレビで放映されました夜の連続ドラマ「八日目の蟬」ということで、小豆島を舞台としました連続ドラマや映画が制作、放送されてきたところでございます。また、「八日目の蟬」につきましては、NHKのテレビ放送後に新たに映画化をされまして、来年のゴールデンウィークからロードショーということで、松竹を中心としまして全国で約200の映画館で上映されることとなっております。小豆島を舞台とします映画、ドラマ制作及びその宣伝に対する支援をし、小豆島の観光客の増に寄与でき、その費用対効果は十分にあるのではないかと考えております。この件につきましては、土庄町とも協議、相談をしながら、今回の実行委員会の設立に至った経緯がございます。

なお、PRの方法としましては、まだ現段階は案ですが、ポストカードの制作、ロケ地マップの作成、それから大阪、東京等で試写会を予定されておりますときに、観光パンフレット、また地元の物産のプレゼントというようなことを一応計画案として持っております。

なお、土庄町は12月24日と伺っておりますので、委員会の設立はその後に予定をいたしております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 子宮頸がんもH i bも肺炎球菌も、そして希望する人が医療機関へ直接行けばいいということですか。それで、自己負担はなしで受けられるということなんでしょうか。

それと、映像支援実行委員会というのは、そしたら役場の中にそれができるということなんですか。以上です。

○議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

○保険事業課長（村口佐吉君） 子宮頸がんにつきましては、まだ定期接種ということでございませぬので、医療機関のほうに行って受けていただくこととなります。

ただ、私どものほうでは、対象者につきましては個別通知、それから広報、またホームページ等でも周知いたしますし、保健師などが訪問した際には当然その旨対象者には通知する予定にしております。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 申しわけございません。実行委員会の設立に関しましては、これまで映画、テレビのロケの中心は小豆島観光協会となっております。

なお、今回につきましては、行政がバックアップをするということで、実質的には表事務局的なものは小豆島観光協会になろうかと思いますが、両町の観光協議会、観光協会が投資をして島のPRに努めるということで、今回設立を予定をいたしております。

○議長（秋長正幸君） 6番森議員。

○6番（森 崇君） 18ページは同じなんですけど、台湾、行った方がNHKのテレビ見たい、台湾で見たい、台湾の方に聞きたいなんですけど、今回、この「八日目の蝉」の映画を小豆島でもしてほしいと声がありますんで、これはどのような打ち合わせなのか。宣伝はいいんですけど、島の人が島で見たいと、こうおっしゃってます。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（島田憲明君） 試写会につきましては、首都圏で予定、松竹のほうで予定されてございますが、せっかく小豆島のほうで、私も実はこの小説を読みまして、いろんな小豆島霊場、清見寺、木ノ下庵、笠ヶ滝、安養寺、出てまいります。中山、肥土山の歌舞伎あるいは虫送り、そういうことでぜひ島での試写会というものを一つの案として提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。8番安井議員。

○8番（安井信之君） 14ページの、先ほど課長が言われた対象者というのは、どういうふうな人を対象としているのか、お伺いします。

○議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

○保険事業課長（村口佐吉君） 子宮頸がんの対象者につきましては、22年度につきましては、来年度実施しますと対象から外れるという16歳の方を対象にしたいと思っております。

それからH i b ワクチン、それから肺炎球菌ワクチンにつきましては、1歳未満の方、乳児ですね。特にこのH i b ワクチンと肺炎球菌は、半年、6カ月から1年の間に発症する確率が高いものですから、乳児の方を中心に、お母さん方に案内を差し上げまして、受けていただくようお願いをしていく予定でございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第84号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案どおり可決されました。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第20、議案第85号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

○保険事業課長（村口佐吉君） 議案第85号平成22年度小豆島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回補正予算をお願いするのは、平成23年度からレセプトの請求方法が原則としまして電子レセプト化されますことから、データ量の大幅な増加に対応するため、現在国保連合会で使用しておりますシステムにつきまして、機器更新等が行われております。このシステム改修に伴いまして、小豆島町で使用しておりますシステムにつきましても改修をする必要が生じたことから、今回補正をお願いするものでございます。

また、県内市町の国保保険税の平準化、財政の安定化を図るために、レセプト1件当たり80万円を超えるものに対しまして、県内の市町が拠出する財源により費用負担額を調整する仕組みといたしまして、高額療養費共同事業医療費拠出金がございますが、この拠出金につきまして、当初予算よりも増となる見込みになったことから、あわせて補正をお願いするものでございます。

それでは、議案集の47ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,247万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,592万7千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

内容につきましては、国民健康保険事業補正予算説明書で説明させていただきます。まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。その後歳入の説明をさせていただきます。

補正予算説明書の31ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費でございますが、冒頭で説明いたしました電子レセプト化によります電算システムの改修に要する経費の補正でございます。13節委託料といたしまして

671万1千円を計上いたしております。

次、7款1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、1件80万円を超える高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響緩和を図るため、市町からの国保からの拠出金でございます。19節負担金補助及び交付金で576万3千円を増額補正するものでございます。以上、歳出合計が22億7,592万7千円とする補正でございます。

1ページ戻っていただきまして、歳入でございます。29ページをお開きください。

先ほど歳出で申し上げました電子レセプト化によります電算システムの改修でございますが、この費用について、歳入は前年度の繰越金を充てることとしております。下のほうになりますが、10款1項2目その他の繰越金で、歳出と同額の671万1千円を計上いたしております。

高額医療費共同事業拠出金でございますが、これにつきましては、国が4分の1、県が4分の1、国保連が2分の1を負担することになっておりまして、その負担割合によりまして、3款1項2目の国庫負担金が144万1千円、4款1項1目の県負担金が144万1千円、7款1項1目の国保連からの高額医療費共同事業交付金といたしまして288万1千円を補正させていただいております。以上、歳入合計が22億7,592万7千円とする補正でございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第85号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案どおり可決されました。

○議長（秋長正幸君） 次に、日程第21、議案第86号平成22年度小豆島町介護保険事業特

別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

○保険事業課長（村口佐吉君） 議案第86号平成22年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回補正予算をお願いいたしますのは、平成23年度において策定をいたします第5期介護保険事業計画、平成24年度から26年度に継続でございます。におきまして、地域社会の課題等を的確に把握する手法といたしまして、日常生活圏域ニーズ調査が国から示されまして、策定スケジュールによりまして、平成22年度中に調査、集計、分析の完了を求められたことから、本年度において日常生活圏域ニーズ調査を実施するものでございます。

また、包括支援センターの職員の人件費につきまして、配置転換等により予算額に不足を生じることから、増額補正をお願いするものでございます。

それでは、議案集の49ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ196万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,951万1千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正による規定でございます。

内容につきましては、補正予算の説明書で説明させていただきます。先ほどと同様に歳出のほうから説明させていただきます。その後歳入を説明させていただきます。

補正予算説明書39ページをお開き願います。

1款4項1目事業計画策定費につきましては、先ほど説明いたしました日常生活圏域ニーズ調査に要する経費の補正でございます。12節役務費でございますが、調査票の郵送料として25万5千円を計上いたしております。単価としましては、発送が115円、返送が155円となっております。13節の委託料でございますが、調査票の印刷、製本、分析、集計委託料といたしまして57万3千円を計上いたしております。調査は、65歳以上の要介護認定を受けていない人、要介護認定を受けておられる方は介護度が2までの方を対象に、住民基本台帳から1,000人を抽出いたしまして調査を行うものでございます。調査項目につきましては、国からニーズ調査の項目が示されております。その上に県と町の追加項目を加えまして、約100万程度となる予定でございます。

3款2項1目包括的支援事業費につきましては、人事異動によりまして給料、職員手当、共済費、負担金補助及び交付金をそれぞれ補正をさせていただいたもので、113万2千円の増額補正をするものでございます。以上、歳出合計15億2,951万1千円とする補正でございます。

1 ページ戻っていただきまして、歳入でございますが、37ページをお開きください。

先ほど歳出で説明申し上げましたが、包括職員の人件費でございますが、地域支援事業の事業負担割合が国庫補助金が40%、県補助金が20%、町が20%、それから第1号の保険料から20%とされておりますので、その負担割合によりまして、3款2項3目の国庫補助金が45万2千円、5款2項2目の県補助金が22万6千円、7款1項3目の一般会計の繰入金金が22万6千円、8款1項1目繰越金が22万8千円を補正させていただいております。

また、日常生活圏域ニーズ調査につきましては、全額国の補助が受けられることになりまして、3款2項4目で日常生活圏域ニーズ調査検証・評価事業補助金といたしまして82万8千円を計上いたしております。以上、歳入合計を15億2,951万1千円とする補正でございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第86号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案どおり可決されました。

○議長（秋長正幸君） 次、日程第22、議案第87号平成22年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）の内容説明を求めます。保険事業課長。

○保険事業課長（村口佐吉君） 議案第87号平成22年度小豆島町介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回補正予算をお願いいたしますのは、包括支援センターの職員の人件費でございます。先ほどご説明いたしました介護保険事業会計の地域支援事業費でも補正予算を計上しておりますが、そのうちの一部につきまして、介護予防支援事業会計から支出しようとするものでございます。

議案集の51ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ101万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ811万8千円と定めるものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による規定でございます。

内容につきまして、補正予算説明書で説明をさせていただきます。同じように歳出から説明をさせていただきます。歳入を後ほど説明させていただきます。

補正予算説明書の47ページをお開き願います。

1款1項1目サービス事業費でございます。冒頭で説明いたしました包括支援センター職員の人件費につきまして、一般会計からの支出を抑えるために、職員3名の1カ月分の給料101万3千円をこの介護予防支援事業会計から支出するものでございます。以上、歳出合計が101万3千円とする補正でございます。

次に、歳入でございます。1枚戻っていただきまして、45ページをお開きください。

先ほど歳出で申し上げました包括職員の人件費につきまして、昨年度の繰越金101万3千円を充てるものでございます。以上、歳入合計811万8千円とする補正でございます。

これで説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第87号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第23 発議第7号 内海ダム特別委員会の設置について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第23、発議第7号内海ダム特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 発議第7号内海ダム特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成22年12月15日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、小豆島町議会議員渡辺慧。

内海ダム特別委員会の設置について（案）。

1. 委員会の名称、内海ダム特別委員会。
2. 委員の定数、本委員会の委員の定数は8人とする。
3. 付託事件、内海ダムの再開発に関する事項。
4. 委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第3項ただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

提案理由。

内海ダム再開発事業は、住民の強い要望が香川県を初めとして各般の理解を得ることができ、本体工事も順調に進捗しているところである。本事業は、住民の正しい理解のもとに、地域にとって不可欠な社会資本としての完成を期するために、またダム及びダム周辺が地域住民の憩いの場となるとともに、地域資源として有効に活用できるような方策を検討するため、内海ダム特別委員会を設置しようとするものである。

内海ダム特別委員会の委員、常任委員会からの総務建設から4名、教育民生から4名。以上です。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第7号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第24 発議第8号 庁舎問題特別委員会の設置について

○議長（秋長正幸君） 日程第24、発議第8号庁舎問題特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 発議第8号庁舎問題特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成22年12月15日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、同渡辺慧。

庁舎問題特別委員会の設置について（案）。

1. 委員会の名称、庁舎問題特別委員会。
2. 委員の定数、本委員会の委員の定数は8名とする。
3. 付託事件、庁舎問題に関する事項。
4. 委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第3項ただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

庁舎問題特別委員会委員、常任委員会、総務建設4名、教育民生4名。

提案理由。

庁舎問題については、さきに設置した特別委員会で効率的な行政事務の執行や耐震性への対応から、整備に向けての方向性が確認されたところであるが、この問題について継続して調査検討することが必要であるので、庁舎問題特別委員会を設置しようとするものである。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第25 発議第9号 議会活性化特別委員会の設置について

○議長（秋長正幸君） 日程第25、発議第9号議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。5番藤本議員。

○5番（藤本傳夫君） 発議第9号議会活性化特別委員会の設置について。

上記の案件を会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成22年12月15日提出。小豆島町議会議長秋長正幸殿。提出者、小豆島町議会議員藤本傳夫。賛成者、同渡辺慧。

議会活性化特別委員会の設置について（案）。

1. 委員会の名称、議会活性化特別委員会。

2. 委員の定数、本委員会の委員の定数は8人とする。

3. 付託事件、議会活性化に関する事項。

4. 委員会の権限、本委員会は地方自治法第110条第3項ただし書きの規定により閉会中も審査を行うことができるものとする。

議会活性化特別委員会委員、常任委員会、総務建設4名、教育民生4名。

提案理由。

地方主権の確立が求められる中、住民の代表機関として政策形成過程に参画するとともに、執行機関の行財政運営や事務処理などを注視するなど、議会の果たす役割がますます重要なものとなってきている。このため、本町議会においては、みずからこれまで以上の議会の活性化に取り組み、住民に開かれた議員活動の方策を調査検討するため、議会活性化特別委員会を設置しようとするものである。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

発議第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、発議第9号は原案どおり可決されました。

ただいま3つの特別委員会の設置が決まりました。委員の選任を各常任委員会で行っていただきたいと思います。委員の選任につきましては、内海ダム特別委員会は、総務建設常任委員会から4名、教育民生常任委員会から4名でお願いいたします。庁舎問題特別委員会は、総務建設常任委員会から4名、教育民生常任委員会から4名でお願いいたします。議会活性化特別委員会は、総務建設常任委員会から4名、教育民生常任委員会から4名でお願いいたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

常任委員会の開催場所は、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室でお願いしたいと思います。なお、常任委員会の各委員長は委員が決まりましたら、お手数ですが事務局長までご報告願います。

それでは、それぞれ委員会に分かれて選任していただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時04分

再開 午後4時15分

○議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会を開催し、内海ダム特別委員会、庁舎問題特別委員会及び議会活性化特別委員会の委員が選任されましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（空林志郎君） それでは、ご報告いたします。

まず、内海ダム特別委員会ですが、総務建設常任委員会からは植松勝太郎議員、森崇議員、藤本傳夫議員、谷康男議員。教育民生常任委員会からは浜口勇議員、中江正議員、渡辺慧議員、大川新也議員。

次に、庁舎問題特別委員会ですが、総務建設常任委員会からは中村勝利議員、森口久士議員、鍋谷真由美議員、柴田初子議員。教育民生常任委員会からは浜口勇議員、村上久美議員、安井信之議員、新名教男議員。

次に、議会活性化特別委員会ですが、総務建設常任委員会からは中村勝利議員、森崇議員、柴田初子議員、谷康男議員。教育民生常任委員会からは村上久美議員、安井信之議員、新名教男議員、大川新也議員。以上のように決定されましたことを報告申し上げます。

○議長（秋長正幸君） お諮りします。

内海ダム特別委員会、庁舎問題特別委員会委員及び議会活性化特別委員会の委員の選任については、ただいま事務局長から報告のあったそれぞれ8名を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、内海ダム特別委員会委員、庁舎問題特別委員会委員及び議会活性化特別委員会委員は、ただいま事務局長から報告のあったそれぞれ8名を選任することに決定されました。

次に、内海ダム特別委員会、庁舎問題特別委員会及び議会活性化特別委員会の委員長、副委員長の選任であります。

特別委員会の委員長、副委員長は、小豆島町議会委員会条例第8条の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に各特別委員会を開催していただき、互選をお願いいたします。

開催場所は、委員会室で内海ダム特別委員会、庁舎問題特別委員会、議会活性化特別委員会の順をお願いいたします。

なお、正副委員長が決まりましたら、各委員長はお手数ですが事務局長までご報告願います。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時19分

再開 午後4時26分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に内海ダム特別委員会、庁舎問題特別委員会及び議会活性化特別委員会を開催し、正副委員長が互選されました。事務局長に報告させます。

○議会事務局長（空林志郎君） それでは、ご報告いたします。

内海ダム特別委員会の委員長に植松勝太郎議員、副委員長に森崇議員、庁舎問題特別委員会の委員長に森口久士議員、副委員長に中村勝利議員、また議会活性化特別委員会の委員長に新名教男議員、副委員長に安井信之議員がそれぞれ互選されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

日程第26 閉会中の継続調査の申し出について

日程第27 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第26及び日程第27、閉会中の継続調査の申し出について

を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から各委員会において調査中の案件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成22年第4回小豆島町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時28分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員